

平成27年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成27年9月28日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案号70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について
- 第 8 議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第79号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第80号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 認定第 1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 2 1 認定第 5 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 6 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 7 号 平成 2 6 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 8 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 9 号 平成 2 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 0 号 平成 2 6 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 1 1 号 平成 2 6 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 1 2 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 1 3 号 平成 2 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 1 4 号 平成 2 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 1 5 号 平成 2 6 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 1 6 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 3 3 請願第 6 号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書
- 第 3 4 発委第 2 号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 3 5 発委第 3 号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書
- 第 3 6 発委第 4 号 医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書
- 第 3 7 発委第 5 号 ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書
- 第 3 8 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | |
|------|-------------|
| 1 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 2 番 | 松 村 篤 郎 君 |
| 3 番 | 原 田 寿 賀 美 君 |
| 4 番 | 梅 原 好 範 君 |
| 5 番 | 山 下 靖 夫 君 |
| 6 番 | 坂 本 美 智 代 君 |
| 7 番 | 岩 田 恵 一 君 |
| 8 番 | 北 尾 潤 君 |
| 9 番 | 鈴 木 利 明 君 |
| 10 番 | 篠 塚 信 太 郎 君 |
| 11 番 | 東 ま さ 子 君 |
| 12 番 | 山 崎 裕 二 君 |
| 13 番 | 村 山 良 夫 君 |
| 14 番 | 山 田 均 君 |
| 15 番 | 山 内 武 夫 君 |
| 16 番 | 野 口 久 之 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 参 事 | 伴 田 邦 雄 君 |
| 参 事 | 山 田 洋 之 君 |
| 総 務 課 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 監 理 課 長 | 木 南 哲 也 君 |

企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	下伊豆かおり君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山内和浩君
会計管理者	谷口誠君
瑞穂支所長	川寫勇人君
和知支所長	榎川諭君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君
代表監査委員	小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・山田均君、15番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしく願いをいたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告をします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第4、議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

ございませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） 提案になっております個人情報の保護条例の関係なんですけれど、今、マイナンバーということで非常に新聞報道もされておまして、いろいろまあ問題点も指摘をされておるわけでございますけれど、この条例に伴ってですね、そういうプライバシーの問題とかそういうものについてですね、一般報道もされてますが、そういう問題点というのはどういうように克服をできるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お願いをしているところでございますけれど、今回の条例改正につきましては提案説明にも申しあげましたように、今後特定の個人情報を取り扱うという部分が、今回のナンバー法に関連します部分でもございますので、この部分をしっかりと明確化をするとともに、今後個人情報にかかりますプライバシーの問題とか、そういったものにつきましてもここで一定の規制をかけていくというものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一番心配されるのは情報漏れとかね、そういうことが一番実施している諸外国でもそういう問題が起こっておるわけでございますけれど、国の法律に基づいて実施をされるものでありますけれど、それぞれ行政というのは情報が集中しておるところでございます。それに伴う情報に対する一定の条例でございますけれど、そういう情報漏れ等に対する予防といいますか、対策というのは具体的にどういうようになるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特に行政機関、我々でございますけれど、個人情報を取り扱う部署でもございまして、この部分に関しましては本条例のほかにはいわゆる番号法の中でも罰則規定が設けられておまして、厳しく対処がされるものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 情報を扱う職員といますか、そういう人たちに対する処罰と云いますか、厳しいものがあるということでございますけれど、実際そういうことがあったとしてもですね、その情報漏れを起こした人は処分されたとしても、情報を漏らされた、いわゆる住民ですね、情報を回復することはできないわけで、その住民の情報をどういうようにこう守るかということが一番大事でございます、世界的にもその情報をどんどんウイルスがとっていくということも報道をされておるわけでございますけれど、100%その情報をしっかきですね、保護するということ本当にできるのかどうかということになりますし、例えばその情報を売るといいますか、漏らすといいますか、そうした場合に職員は漏らした人は厳しい処罰をされたとしてもですね、情報を漏らされた住民はどうなるのかと、戻す、返す、情報を一旦漏れたものを戻すことはできないわけでありますので、そこが一番私は問題だと、職員と云いますか、取り扱っておる方の処分が厳しいといわれますけれども、その情報が漏れたほう側の住民がどうなるのかと、情報を回復することはできないわけなので、番号というものは一生変えられないというふうにもなっておりますので、そこら辺のことをですね本当にしっかきできるのかと、100%情報を漏らさない、漏れないということが確約できるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この今回の条例改正にかかわらず、個人情報とか行政サイドで管理をいたします情報につきましては、当然漏らさない、外部に流出をしないということが前提となるものでございまして、それに向けましてしっかきと職員の研修を積んでまいりたいというふうに思っておりますし、従前からそういった部分につきましては、しっかきと研修を行ってきているところでございまして、今後におきましてもこういった情報漏れ等が起きないようなかたちに持っていくために、しっかきと研修等を積んで職員の自覚を促したいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 一点お伺いしたいんですけれども、新旧対照表の中の34条であります。不服申し立てについて審査をするということで、審査会を開くということになっておりますが、審査会は町長が個人情報を見ましても、町長が委嘱して5人以内の委員ということではあります、任命はどういった学識経験者等であろうかと思いますが、どういった方が委員としておられるのか、それとこれまでこういった審査委員会というものが開かれるような事例はあったのかどうかお伺いしたいのと。

先ほども山田議員からありましたように、やはりこのセキュリティの対策ですね、新聞等

を見ましてもこの基準というものが国も示されておられません、安全基準というものがね。やっぱりこれは国も責任逃れとして、また流れたとしても職員に処罰されるということであって、自治体自体責任をとるわけでもないんで、やはり十分こういったことを慎重にすべきであると考えますが、その点ちょっと2点ほどお伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずはじめに、個人情報審査会でございますけども、審査会につきましても条例に基づきまして5名以内の委員ということでございます。現在までに開催のほうはされた事例等もございまして、開催をされていないものでございます。委員につきましても、町内の有識者ということで選定をすることとなっております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） もう一点、先ほど山田議員もおっしゃいました情報漏れのことで、セキュリティの対策がしっかりとできるかということでもあります。新聞でも見ましたら、安全基準というものが国のほうでもしっかりと示されていないと、先ほど漏らした職員には罰則があると、十分研修してということではありますが、これだけ年金の情報漏れやらサーバーが攻撃したりということがどんどん新聞等で上がっております。それを見ましても、やはり責任というものが国もとらない、自治体もとらない、職員の数名か何名かわかりませんが、そういったことに責任とらすというようなことで、これでよいのかということなんですよね。結局、こういった危ない制度はやめるべきであると思うんですけど、自治体として責任はしっかりととれるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのセキュリティの関係でございますけども、当然個人情報等の取り扱いにつきましても、万全を期するように一定機器類をはじめ取り扱う電算とか、そういったものにつきましても十分対応をしておりますし、また外部からの侵入というような、インターネット等の回線を使つての侵入という部分につきましても、今回補正におきましても予算措置をさせていただくということで、説明もさせていただいております。

また、先ほども申し上げましたように、職員につきましてもしっかりとそういう対応を促すといいますか、自覚をさせるように研修も積んでいるところでございます。

また、この制度自体につきましても、いろいろと言われておりますけれども、国の方で実施はされるというところでもございますので、本町におきましてもしっかりと準備をした上で制度が進んでいきますように対応をしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 委員会でもお聞きしていたわけでありますが、9条で個人情報の目的外利用等の制限ということで、9条の2で特定個人情報の利用の制限ということが定められております。9条の3で、特定個人情報の提供の制限ということで、番号法第9条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないというふうに定めてありますが、そしたらこの部分がネットワークでつながるということになるのか、ちょっと提案のときに説明ももらったんですが、ちょっとはっきりわからなくて、委員会でも聞きそびれましたのでお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この第9条の3でございますけども、これにつきましては番号法に基づきますいわゆる個人番号ですね、そういったものの取り扱いをする場合に限って、提供がされるということになっておりますので、それ以外の目的のためにという部分については、当然ここで使用してはならないという制限がかかっているものでございます。

また、インターネットの関係等でございますけども、現段階におきましても一定こういった行政情報につきましては、別のサーバーといいますか別管理をいたしているところでございますので、その情報が共有をされるというものではございません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

この議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、地方自治体が持っている特定個人情報の目的外利用、外部提供の制限強化についての内容を定めております。マイナンバーは国が国民一人ひとりに特定の12桁の番号をつけて、税や社会保障などの個人情報を一元管理するものですが、個人のプライバシー情報が容易に照合、集積され、個人情報の漏えいを100%防止できないという根本的な欠陥を持つ制度であります。税や社会保障の行政手続などが便利になると言われますが、町民にとっては年に1回あるかどうかわからない申請の際に所得証明書の添付が省略できるといった程度のメリットで、利便性の向上はほとんどありません。その真の狙いは、政府や日本経団連が明言してるように、徴税強化と社会保障給付削減にあります。

政府は制度を実施する前から、銀行の預金情報やメタボ健診への対象拡大を行い、また消費税の軽減税率の還付にマイナンバーカードを使用することも検討しておりますが、人権侵害にもつながる大問題であります。他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってもマイナスだという指摘が上がっています。

同じ制度を導入したアメリカや韓国では、情報漏えいやなりすまし犯罪が多発し、見直しを迫られています。こうした危険な制度を始めようとするのは、世界の流れに逆行するものであります。今年5月には日本年金機構による125万件に及ぶ個人情報漏えい事件が発生しましたが、それ以外の医療や介護、雇用、所得、納税などの情報も現在はそれぞれ制度ごとに管理されておりますが、マイナンバーではこれらが全て一つに結ばれることとなります。個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険があります。何のための制度か、自分のプライバシー情報は守られないのではないかと、国民の疑問や不安は大きく広がっております。

しかも、警察や公安調査庁への情報提供が広く認められ、誰もチェックされないとされていることは、国家権力による国民監視の危険な体制づくりに道を開くものであります。マイナンバー対応が義務づけられる中小企業、業者にとってはセキュリティ対策費用や新たなシステムへの対応など負担が重く、事実上マイナンバー増税となります。日弁連など各界から反対の廃止を求める声も上がっております。このようにさまざまな問題を抱えたまま実施が強行されようとしております。

マイナンバーでは個人情報を守る仕組みになっているかを行政機関がみずからチェックをする、特定個人情報保護評価を行います。今なお2割の自治体で個人情報を保管するコンピューターがインターネットと接続されたままであります。予定どおり10月施行できる条件などなく、施行の中止撤廃こそ必要になっております。

個人情報保護条例は、このマイナンバー制度と一体のものとして政府が用意しているものでありますが、これで防げないという事態がさまざまこれから危惧されることとなります。マイナンバー制度と一体となっているこの条例には、反対をするものであります。

また、議案第69号の京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましても、カード再発行に伴う手数料を改正するものであり、反対するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ございませんか。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。

議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけれども、今回提案となっております手数料の関係なんですけれども、通知カードの再発行手数料が1枚につき500円と、個人番号カードの再交付手数料が1枚につき800円ということになっております。説明では国の基準に合わせたということですが、町独自の条例ですので、町がいろいろ手数料条例の中で定めております金額とあわせてもですね、非常に高い金額になっておると思うんですけれども、実際にはこの原価というものはどの程度のそれぞれかかるのか、お尋ねしておきたいと思います。

また、やはりこういうものをやろうとすれば、もっと低額にしておくべきだというふうにあわせて思うわけですが、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回改正をいたします通知カードの紛失の場合の再発行が500円、それから個人番号カードの再交付が800円ということで、この部分につきましては提案の補足説明のときにも申し上げておりましたように、国のほうで示されました額になってございます。そういったことで、その国によりまして算定をされております額ということになりますので、その額を今回本町におきましても使用をするというものでございます。

また、原価でございますけれども、これにつきましても国の方で作成をされるということですので、一定このカードにかかります部分、この金額というのが原価になると、原価といいますか当然国の方で発行の手続等をいただく部分になりますので、それを加

えての総額という部分でございますので、原価につきましては現段階で掌握はしていないところでございます。

また、他の手数料等と比べて割高といいますか、高いというところでもございますけれど、基本重要な大切に保管をいただくカードでもございますし、そういったところで一定この額というのは引き下げるといふことにはなかなかならないというふうに考えております。大切に保管をいただくということで、ご活用をいただくものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） あわせて伺っておきたいんですが、今の説明で国が示した額ということと、それが原価ということだろうということなんですけれど、この再発行で例えば手続をしたときに、結局これは国の機関といいますか、国へその申請書を出して国から再発行もされると、こういう手順といいますか、なのかどうか。非常にそういう点では、手間といいますか、本来なら個人カードを管理する市町村がそういう再発行とか、そういうことにはなっていないのかどうか、あわせて伺っておきたいというふうに思います。

それから、大切に保管、もちろんこのカードが発行されるということになればそういうことになるんですが、今も言われておりますように消費税の還付をですね、このカードで、まあ言うたら買い物のときにちゃんと使うようなことすら言われておるわけです。そうすると、保管というものも日常的に持ち歩かんなんという、非常にそういうことも起こるわけでございまして、非常にやろうとしていることと、言われておる大切な保管ということの相矛盾する部分も非常に多いと、高齢になるほどですね、そういうもの紛失するということも多分にあるわけでございますので、そういうことを考えますと非常に危険なものだということも、あわせて申し上げておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 再発行につきましては、国のほうで手続を踏んでいただき、最終的に本町におきまして交付、引きかえといいますか発行を行うものでございます。

また、最近その活用方法について言われておりますように、例えば消費税の還元という部分での個人番号カードの活用とか、いろいろ政府、国のほうにおきましても活用方法が言われておるところでございまして、常に持ち歩くというような部分とか、いろいろ問題点も出ているようでございまして、この部分につきましては現在でも国のほうで議論をされているところでございますので、最終的に国のほうの方針が決まりましたら、その活用について具体的なお話ができるものではないかというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第6、議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○6番(坂本美智代君) 2点ほどお伺いしたいんですけど、今回の改正は子ども・子育て支援新制度の施行に伴って保護者の所得に応じた利用料に改めるということではありますが、資料を出していただいております、それぞれの階層区分が書いてあります。①から⑤まで、それぞれ対象人数はどのぐらいになるのか、人数をわかりましたらお伺いしたいのと、それと新旧対照表の利用料の減免で、第5条なんですけれども、旧のときには利用料は園児が登園しないことが月の初めから末日までに及ぶときは、当月分の利用料を免除するって書いてあります。これが今回ここは削除されております。要するに長い病気等で療養しなあかんということで休んだ場合は減免、利用料の免除ができるようになっていたことが削除されておりますが、このことはもう休んでも払わなあかんというふうにとったらいいのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(野口久之君) 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） まず1点目の対象人数でございますが、平成27年5月1日現在、幼稚園の児童数については59名ということになっております。その中で階層区分1に当たりますところにつきましてはゼロということでございます。2の市町村民税非課税世帯というところにつきましては8人、そして3番目のところにつきましては22名、そして4番目のところにつきましては、4階層のところにつきましては26名ということになっております。合計59名という、5階層のところは抜けておりました、失礼しました、3名ということで合計59名ということになっております。

もう一点の、第5条のことにつきましては、園児が登園しない月の利用料免除に関する規定は、これはそのまま残しまして、幼稚園利用料等徴収条例施行規則の中で改めてそこへ持っていかせていただくと、そのまま残るということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保護者の所得に応じた利用料に改めるものであります。これまで本町では生活保護世帯を除き、一律7,000円でありましたが、新制度の実施に伴い市町村民税、所得割、課税率の階層区分で利用料の見直しをしようとするものであります。

提案説明では、3、4階層区分の所得層の方が多きことから、4階層区分を基準として改定しようとするものです。

5階層区分の利用料は、これまでの7,000円から1,000円の引き上げで、月額8,000円となります。月額1,000円の引き上げは保護者にとって大きな負担であります。しかも、説明では対象者は59人中わずか3人です。子どもの人口が減少する中、国においても少子化対策が重要課題として、子育て支援の充実を掲げることと、京丹波町でも子育て支援の充実の立場からも相反することではないでしょうか。

子育て世帯を応援するためにも、利用料の上限を7,000円とし、これ以上の負担を押しつけるべきではないことを指摘し、反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。

議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第71号 新町まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について》

○議長(野口久之君) 日程第7、議案第71号 新町まちづくり計画(市町村建設計画)の
変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○13番(村山良夫君) 二、三お聞きしたいのですが、具体的な数字のことでお聞きしたい
んです。添付資料の分ですけれど、歳出のほうでちょっと疑問に思いますのは、過去10年
間の計画と平成26年度のその実績ですか、それで特に問題なのはランニングコストと一般
的に言われる人件費、物件費の差異がですね、両方でほぼこれ何ぼあるんですかね、6億円
ほどあるんですよ。そのことは何でそういう計画が違ったのかという分析の上で今度の計画
は立てられているのかなというように期待して見たんですけれど、今年度の、いわゆる今年
度というか新しく変更する計画によりますと、人件費で4,100万円、物件費で2億円の
減少、いわゆるしかなっていないんです。

本当に原因は何かということと、やはりこれから町の財政、特に歳入の変化を考えますと、
この物件費、人件費のいわゆるランニングコストをいかに減少さすかということが大事だと
思いますし、10年前に計画されたいろいろなことには十分な検討がされて、こういう結果
になって、残念ながらそれが6億円ほど誤差というのですか、差異が出てきてるんですけれ
ど、その辺のことはよく把握できてないと、こういう計画をしますと私が一番懸念しますの
は、いわゆる投資的経費ですね、これが過去の実績を見ますと、25年度が22%、それか
ら26年度はちょっと特異かもわかりませんが27%、まあいわゆるこの部分というのが経
常収支比率がいわゆる何ていうのですか、十分余裕があって起きてくる問題だと。今年度の

10年間のこの計画を見てますと、経常収支比率は多分もう90%近いものになるんじゃないかと思うんです。そういう計画を本当に立てていいのかどうかお聞きをしたい。

で、ちょっといろいろ言いましたけれども、過去の差異というのですが、間違いが何で、これ間違いというか差額が何でこれほど多く出たのかということ、そのことを十分踏まえた上で、今度の計画を立てられたのか、そうするとやはりもっとランニングコストのことに注意をして、注意というのですか、改善に努力する目標にせなあかんのちゃうか、で、そのことが経常収支比率のいわゆる固定化というのですかね、につながっていて、町民にとってみて、いわゆる投資的な事業をやってもらえない、ということになると思うのですが、その辺の計画はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず1点目でございます。合併当初に立てておりました新町まちづくり計画でございます。合併から通常まちづくり計画といいますのは、合併後10年という部分で立てるべきものでございますけれど、本町におきましては合併以降平成37年までの20年ですね、20年での計画を立てたところでございます。

合併効果という部分におきましては、人件費等におきまして一定の削減を見たところでございますけれど、その後徐々に人件費につきましても上がってきている状況にもございますし、また、物件費につきましても一定数年間は合併効果というもので削減がなされてまいりましたけれど、それ以降のまちづくりにかかります経費という部分で、またこちらのほうも逆に上がってきたと、物件費についても上がってきたということとなっております。

一定、合併の効果というものは当初あらわれておりましたけれど、実際にまちづくりを行っていく段階では、どうしても必要な事業とかそういった部分につきまして経費を必要とするということで、大幅な改善がなされていないのが現状でございます。

また、今後の計画におきましても、これまでの実績を踏まえた形で一定方向性は出しておりますけれども、本計画につきましては当初立てておりましたまちづくり計画を延長をするという部分が、まず前提にございまして、その部分について一定27年度以降につきましても、一定これまでの成果を見つつ算定はしておりますけれど、今後におきましても厳しい財政状況となるのは目に見えておりますが、なかなか改善ができないという状況でございまして、計画的には厳しい計画となっております。

経常収支につきましても、投資的部分を抑えていくということで今後も予定をされておきまして、ますます経常経費というのがウエートが高くなってまいりますので、今後におきましてもさらに厳しい状況になってまいるというものでございます。

一定、計画につきましては現状を認識をした上で、将来的な展望に立って計画をしているものでございますけれども、必ずしも厳しい削減という部分にまで触れられていないところでございます。今後におきまして、このまちづくり計画なり、今後また振興計画とか策定をしてみたいと思いますので、そういったところでしっかりと削減に向けた取り組みは行っていく必要があるというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今ちょっと回答いただいたんですけど、私がお聞きしていることについて答えていただけていないのではないかと思います。というのは、一つはいわゆる10年間、合併してから10年間計画を立てて、その結果が27年度のこの歳出のこの数字になっていますね。例えば人件費ですと、14億6,500万円の予定ですね。ところが26年度の実績は17億4,000万円ですので、2億7,500万円の予定よりも人件費が高いつているわけですね。それから、物件費に至りましてはですね、計画では9億9,200万円ですか、決算書26年決算では13億円ということで、約3億800万円、3億1,000万円、両方合わすと約6億円分も差が出てきているんですよ。で、この部分が何か、何でこういうことが起きたんかということをしてもらわなあかんし、やはり合併のときにはそれなりの合併協議会とかいろいろなことで、合併のメリットというのは合併することによってランニングコストが減って、その部分がいわゆる投資的、町民に役に立つ経費に使ってもらえる、税金が使えるということがキャッチフレーズだったと思うんです。で、それでこういう計画を立てられたんで、町民はこれに基づいて夢を持っていたし、幸いなことにここ10年間、いわゆる普通交付税とか特別交付税とかいろいろなものが入ってきましたんで、いわゆる投資的経費というのはずっと高いレベルでこう推移している。ただし、これからですね、やっぱりそういう特別交付税とか普通交付税の減少が予想される中でね、非常にそういうことをよく分析してから計画を立ててもらって、実績に基づいてしたから今度は、今申し上げましたように両方で2億4,000万円ぐらいしか物件費、人件費で削減できない計画なんやと、その代わりに投資的いわゆる経費を少なくした計画ですと言われると、町民は受け入れられないんじゃないかと、こう思うんです。で、そのよく分析された結果を具体的に教えてほしいのと、この数字で本当に町民に投資的経費が不足する部分をそこで修正した計画は町民に受け入れられるかどうかのお考えをお聞きしたい。この2点お願いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、人件費なり物件費でございますけれども、当然まちづくり計

画の中では合併によって削減がされると、削減をするという目的の中で、人件費におきましてもまた物件費におきましても、その他各経費におきましても合併による削減というものは、当然計画の中に盛り込まれて立てられていたものでございます。それに対しまして、実際に合併後10年を経過する中で、一定人件費につきましても当初見込んでおりました効率化という部分につきましても、あるいは一つには住民へのサービスの低下という部分を改善するために、支所の充実でありますとかそういったところで最低限必要な職員数というものも確保をしていかざるを得ないという状況の中で、こういった計画との開きが出てきたというふうに認識をしております。

同じく物件費につきましても、当然合併効果という部分は合併当初からは見られておりましたけれど、その後、町民への施策といいますか、まちづくりに対します施策の中で対応をしている中で、こういうかたちで物件費についても削減、計画的な削減ができなかったというのが現実でございます。

それから、投資的経費につきましては、先ほど申し上げましたのは、今後におきましては投資的経費を十分絞っていくという中であって、経常的な経費が増加をしていくということで、投資的経費が減るということで振り替えたわけではございませんで、投資的経費が減るということで、当然それ以外の物件費、人件費をはじめとした経常的経費が増加をするということを申し上げたまででございます。

今後におきましてもそういった経常経費というのが増加をする傾向にありますので、しっかりと削減に向けて対応はしていきたいというふうにも考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 回答がしにくいことなんで、そういうことだと思っんです。

ただ、申し上げておきたいのは、やはり町民にとってみてね、行政サービスを受けるために基本的には人件費、人手がようけ要るやろということはわかるんです。ところが、一方やはり前向きなといいますか、いわゆる投資的経費もいわゆる10%を切る、いわゆる90%を超えるような経常収支比率になるというのは、非常に将来の町に希望が持てないということにもなりますので、計画がそういう状態になるということに、私は非常に懸念を感じております。そういう計画でいいのかどうかということと。

それから、人件費につきましてもね、やはり町民の方に行政サービスでいわゆる人手がいるから高くつくんだ、いわゆる多くいるんだということもそうですけど、やはり町民にとってみては、やはり税金が有効に使われるためには、少々のサービスがカットされても、それ以上にその投資的経費でうるおわれる、いわゆる費用対効果のあることをやっていただければ

ば、できるわけですから、やはりランニングコストについてはもう少し厳密にということですかね、慎重にしてやはりランニングコストは絶えず減らすということが、根本的な町運営、特にこれから財政の歳入の減少を迎える時期だけに、計画の中へ入れてほしいというように思います。

それと、もう一つ物件費につきましてはですね、これも前から申し上げているんですけども、和知支所のほうにコンピュータのためのターミナルですか、ちゃんとおつっておられるわけですね。だから、やはり今日なんかでも相当な資料を皆さん持ってきているわけですが、この紙を何とか電算資料に置きかえる作業によって、かなり経費が節減できるんじゃないかと思うんです。やはり、そういうことも含めてね、今までのことをそのまま継承するんじゃなしに、やはり発想の転換も含めた中で、今後こういう計画を立てていただかないと、町民にとってみて目先の行政サービスがいいのか、長い目で見て投資的な経費を投入してもらうことによる先行きのメリットを求めるのかということが、選択肢されると思いますので、やはり計画については、私はちょっとこの計画は腑に落ちないところがあります。

今後、町長にお聞きしたいのですが、そういう意味で例えば発想の転換をして、今までの紙からいわゆるコンピュータ資料ということですかね、そういうデータベースに切りかえるとか、人件費についても、確かに目先のサービスは行き届かないとは思いますが、そのことよりも将来のやるサービスの充実のために、当面のことは辛抱していただけるような計画が立てられない、これは町長が立てられたんとかちやうかもわからんで難しいですけど、私は立てるべきだと思うのですが、町長の所見だけ聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっていること理解はできますけれど、やっぱり今も非常に大事でしてね、合併して10年経ったとは言っても、町民の皆さんの行政への期待というものは大きいわけで、その時々大きいわけで、余り人件費を削って、これ以上削ってそして住民サービスがおろそかになるということであれば、また合併した効果が反対に減退するというか、元に戻るんじゃないかという危惧をまずします。そうした点では、現状もしっかり充実させながら、将来の計画について、中・長期についてですね、町民の皆さんの理解が得られるような計画に、この一つお示ししていることは基本になりますけれど、その時々見直して、紙からコンピュータとかおっしゃっているような方向も模索していくということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねを一つしておきたいと思うんですけど、今も新町まちづくり計画の財政計画の質疑があったわけでございますけども、変更前と変更後を見てもですね、22年度から27年度は、変更せんと後と比べても相当その開きがあります。特に投資的経費の部分を見ていただくと、21年度は19億6,600万円が、22年は34億5,700万円ということで、相当まあ大きな金額が増えて、そしてその後もですね、27年までは相当大きな金額が投資的経費としてされております。

結局は合併効果ということで、財政規模が大きくなったということで、まあいわゆる箱モノをつくったり、そういうところに投資ということがこういう数字にあらわれておるんじゃないかと思うんですけど、やはりものをつくれれば維持管理も必要になるわけですし、そういう面ではそこをどうしっかり押さえて、住民の福祉・暮らしにどうお金を使うかということが、私は基本だと思います。

既に27年度まで進んでおるわけございまして、28年度以降は一定、今後投資的経費を見てもですね、金額としては下がってきておるわけでございます。今後の5年延長ということに伴って、28年から37年の部分が一番問題になるというように思うんですけど、このまちづくり計画のそのいわゆる財政計画ですね、これのまあ言うたら拘束力といいますか、あくまでもまあこれ計画なんで実際とは変わるということかもしれませんが、議会でこういうに議決をするということになりますと、これに対して変更、この申し上げましたように大幅な変更があった場合にですね、議会に対してはそのまちづくり計画の変更とか、そういうことをしっかり説明するというそういうことは必要ないのかどうか、あわせて伺っておきたいというのが一点でございます。

それから、もう一点は今回、5年延長に伴ってですね、水産業の振興ということで2つ変更になっております。一つは林業大学校との連携という問題と、もう一つは木質バイオマスエネルギー利用推進と利用施設との整備ということになっているわけでございますけども、具体的に木質バイオの関係は、事業として方向性が示されて進んでおるわけでございますけども、そういう点からいいますと、どのような構想を考えて、このまちづくり計画の中に挿入をされるということなのか、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず今回の新町まちづくり計画の変更でございますけれども、これにつきましては提案理由の説明なり、補足説明の中でも申し上げておりましたように、本来合併後10年という区切りがございました。これが東日本大震災の影響もございまして、合

併効果が、合併施策が十分にできないという市町村があるということから、5年間を延長するというふうに定められたものでございまして、それに基づきまして本町におきましても従来の計画期間を10年から15年に改めようとするものでございまして、この計画年限の変更という部分について、京都府なり国に対して報告をする必要があり、そのために議会において承認をいただくものという重要な変更の部分ということで、今回提案をさせていただいたところでもございまして、今後におきまして具体的な内容とか、あるいは事業費が大幅に異なるということなどで、議会で改めて議決をいただくというものではございません。あくまでも計画延長を変更をするというところにおいて、その部分で現在までの実績なり、今後の将来的見通しを一定計画の中に反映をしたというものでございます。

それから、今回新たに主要施策の中で、水産業の振興の下の表ですけれども、林業の振興という部分で新しく林業大学校の関係、それから木質バイオマスのエネルギーの利用推進なり利用施設整備ということを入れさせていただいております。これにつきましては、当初の計画の中に全く文言等に謳われていなかったものでございまして、現在本町が進めております再生資源の利活用という部分で取り組んでおります事業を、今回挿入をさせていただいたというものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 木質バイオのエネルギーの活用ということは大事なことだと思うんですけど、具体的にこの内容について一定端々に話は出ておるわけでもございますけれども、こういうかたちでまちづくり計画の中に含めるとということは、国庫補助対象になると、するということだと思うんですけど、そういう面でいいますと実際にですね、内容についていつの時点でこれがいわゆる住民に示されるのか、そのいわゆるこれまでのいろいろな状況を見ておりますと、予算を伴って議会に当然出されてということではなし、やはり十分な事前の提案、議論の中でやっぱり取り組むべきことは取り組むという必要があると思うんですけど、その点についてですね、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の計画の中に新たな主要施策という部分で盛り込んでおりますものにつきましては、一つにはこの計画の中に盛り込むことによりまして、合併特例債とかそういった有利な地方債を利用するというのも、一つの目的でございます。

また、今回こちらのほうに計上をさせていただきましたけれども、既に事業につきましては予算を伴って進んでいるものでございまして、改めてこの計画を住民の方にお示しするというものではなく、現在予算計上しておりますように、予算の中で一定方向性を新たな計画と

かを示させていただいた上で、事業に取り組んでいるものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと改めてのこの今回のまちづくり計画の中に挿入された部分にかかわってですね、例えばこの木質バイオマスエネルギーの利用推進・利用整備ということで、事業費としての見込みというのはどのぐらいを設定されておるのかということ。それから当然木質エネルギーということになりますと、エネルギーが必要になります。どういうものを必要とされておるのか、またそういう供給というのも十分できるということで考えておられるのかどうかもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 木質バイオマスエネルギーの活用事業につきましては、本年度におきまして実施設計を予算をお願いし、今現在その作業中でございます。工事費につきましてはその実施設計が固まってから、概算がはじき出されるということになりますが、今の現時点の試算については、1億円台ではないかなと思っております。規模の状況によりまして、その事業費も変わってきますので、その程度で今のところ進んでおります。最終的に実施設計後ということで、お願いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 財政計画表の支出、歳出のほうですが、今も村山議員のほうからいろいろと人件費と物件費についてありました。27年度が、その変更後の27年度が1億8,800万円、物件費が1.4億円ということで、37年度、10年後には人件費が1億6,900万円、物件費が1.1億円ということで、人件費は9,000万円、物件費は3億円減ると、27年度より減るということでありまして。合併したときに、人員の適正管理ですか、そういう計画を立てて、町の職員の正規職員の数を決めたと思うんですが、280人ぐらいだったと思うんですが、実際数字はどうなのか、現在どのぐらい職員さんはおられるのか。

また、10年後の37年度には、正規の職員さんは9,000万円減るということでありまして、どういう状況になるのか、想定されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まちづくり計画の中で人件費につきましても、一定合併による効果という部分で、削減を図っていくというかたちで整理をさせていただいておりますが、今のところ計画としておりました将来的な職員の数というのが、おおむね285名程度でござ

いました。で、現段階で279名ということで、一定の削減の目標は既にクリアをしているところでございますけれども、将来的にもこういった経常経費の部分につきましては、削減をするという方向で計画も立てておりますなり、またこのほかの物件費等々の経常的経費につきましても、大幅な削減を必要と将来的にはいたしておりますので、その部分につきましても今後引き続いて削減に向けた対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 類似団体がどのぐらいの財政規模というか、今計画されている財政規模であるのかちょっとわかりませんが、合併して地域が広がって、それこそ大変な状況が片一方ではあるので、人件費も削減して今先ほど町長が言われておりましたように、サービスの低下になるということは、その合併の何ていうか効果、サービスは高くということになっていたということでもありますので、そういうことにつながるということではだめだと思います。

人件費がたくさん要っても、そら住民の生活が豊かになるようなそういうまちづくりを目指していくことが大切なんではないかなというふうに思いますので、今は物件費でかなりの職員さんの、臨時職員さんの人件費を賄っているというのがあるので、3億円も減らされた上、人件費、正規、非正規の職員さんの分が9,000万円も減るということでは、大変何というか将来が不安になるような計画と思えますが、どのようにまちづくりを進めていこうとされるのか。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今後におきましても、一定人件費を含めまして改善をしていくという、当然経常経費でございますので、改善をしていくという方向で考えてまいりたいと思っておりますし、町内部の機構の改革でありますとか、そういう効率的な運用を目指していく必要があるというふうに考えておりますので、そういった部分で効率的な運用に向けて、削減できる部分は削減をしていくということで考えてまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。

10時25分まで。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第8、議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 5ページなんですけど、民生費府補助金の発達障害早期発見と早期療育事業の補助金の事業の説明と、軽・中等度のんはこっちのほうの15ページ、後の方で、委員会でも質疑ありましたが、私ちょっと書き遅れて書いてなくて、2件分とか4月に遡りでしていただけるということはお聞きしたんですが、もう少し補助金の割合とか、上限とか、もう少し2件分なんですけど、2件以上にもしもあってはならないことなんですけど、あったら何件でもいけるのか、そこら辺のことをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） この5ページの発達障がい児の早期発見、早期療育事業の補助金につきましては、言語聴覚士それから小児科医、それから臨床発達心理士の先生方に来ていただきまして、難聴児の発達支援の事業等の、京都府からおいております補助金について、いただいております分です。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 歳出15ページの軽・中等度難聴児補聴器購入費助成の

関係ですけれども、以前よりご要望のありました身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の方を対象として、身体障がい者の補装具の給付と同様に、1台当たりの機種によりまず基準額を対象といたしまして、その3分の2を助成するものでございます。そのうち、2分の1は京都府さんからの補助金を財源といたしております。

現在、特別にご相談を受けている案件はございませんけれども、2件分をめどとして予算計上させていただいております。多くなるようであれば、また補正対応等させていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） この助成の額というのは、全額なんですかね、その器具買われる。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 必要とされます機械ごとに、その身体障がい者の方と同様の額を基準額としまして、その3分の2を助成させていただくものでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 13ページのまず国勢調査事業についてお聞きします。

インターネット回答率が何%になったかということと、最終的に何%になったかということと、このインターネット回答率が上がれば、どういうこの予算に影響があるのかということとを教えてください。

あと27ページ、単独災害復旧工事、鎌谷中の弓谷、法面崩落地点ということですが、あの法面崩落はいつの時点であの状態になったのかということと、今回1,550万円計上されていますが、どの程度の復旧工事がなされるのかという点と教えてください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、国勢調査のインターネット回答でございますが、これは9月20日までの期限でインターネットを回答し、その後その回答がなかった方に対しては、紙の調査票で回答をいただくというような流れになっておりますが、回答率でございますが、分母が確定しませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、約20%の回答があったということで、予想よりは多かったというふうに思っております。

それから、それに伴います経費の変化でございますけれども、経費につきましてはほぼ同じになります。ただ、調査員さんの紙による調査によるそれぞれの世帯への訪問の頻度が少なくなりまして、調査員さんの負担は若干軽減されるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 27ページの災害復旧の関係ですが、被災したのは26年災、昨年8月の台風11号に起因するものでございまして、復旧その後本年の2月より解析なり、調査を進めてまいりまして、その調査結果に基づきまして、今回復旧工法が決定しましたので、補正をお願いするものでございまして、道路ですんで道路幅員分を安全な状態で通っていただくということで、まず上の土砂の部分がオーバーハングして頂上部の土砂が危険な状態にありますので、その部分をまず頭部の土砂を削り取ります。そして、土質の調査もしておりますので、ボーリングを2カ所しております。その関係で、安全な数値が得られるところまでアンカーを打ち込んで、法面を抑止すると、その抑制工と抑止工の両方の工法を用いまして法面の安定化を図り、復旧を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 21ページの商工費のところですけども、人件費で794万6,000円増えているんですけど、これは職員1人分だと思うんです。そこで、ちょっと疑問に思いますのは、節のところに時間外手当として262万9,000円ですか、という多額がついていると思うんです。これ職員を増員しながら残業手当が増加するというのは、どういうことなのかなと疑問に思いました。その点ちょっとお聞きしたいのと、それからその説明の中に嘱託職員等人件費として25万4,000円になっているのですが、節のほうを見ますと、共済費ということで社会保険料25万4,000円、これの分だと思うのですが、当初予算のときに、嘱託員の人件費というのは上がっていると思いますし、もしも上がっているとしたら社会保険料、共済費に必要な使途というのは把握はできとるのに、なぜこの25万4,000円を補正で追加せんなんのかということが、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、職員でございますけれど、商工費に関しましては、当初予算の5名から6名ということで、1名増加をいたしております。

それから、時間外手当こちらのほう新たに計上をしておりますけれども、本年商工関係につきましては、非常にイベント等が多くございまして、その対応という部分におきまして、多くの職員が通常の時間内に対応できなかった部分につきまして、一定時間外というかたちで対応をさせていただくものでございます。

それから嘱託職員等の人件費でございますけれど、これにつきましては地域おこし協力隊にかかります保険料が上げられておりませんでしたので、今回、補正対応をさせていただく

ものでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 1名増員をしながら残業手当はこれだけ多く出さなければならないということなんですか。というのは、残業手当というのは、これなら極端にいうたら派遣とかパートとかでしたほうが、残業手当は単価が非常に高いと思います。そういう意味で、仕事によってレベルの高い仕事であればそういうパートとか嘱託の人ではできないかもわかりませんが、もう少しそういう職員の能力にあった状態で残業等の配慮をするようなことができたかなと思いますので、先ほどのところでも質問してまして、目先の人件費は減らせへんということなんですけれど、やはり大事なものはマンパワー、職員一人ひとりのレベルアップだと思うんです。そのレベルアップをした中で、残業手当がこっだけ要る、それにふさわしい残業をしておられるということなのかどうか、非常に疑問に思います。

それと、25万4,000円については、できればですね予算編成のときに協力隊の人の人件費は組んでいるわけですから、共済費がいるということは普通私らはわかりませんが、おたくらではわかると思いますので、やっぱり予算化しておかれるのが筋ではないかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 職員の時間外についてですけれど、基本的に年度当初から非常に多忙を極めておりまして、それに向けて一定臨時とか部分的な応援とかいうのは可能は可能でございますけれど、経常的な職務に関しまして時間外がどうしても必要になってきたものでございます。

また、今後におきましても計画的な職員配置というのは、これまで同様に行っていくものでございますけれど、本年に関しましては一つの大きなイベント等もあったということもありまして、一定このような形での対応をせざるを得なかったという部分でもございます。

それから、当然職員につきましても新規の採用職員も中にはおるわけですが、しっかりと先輩からの指導を受けながら、早くそれぞれの業務を習得をしてもらうようにということで、そういった連携というものも重要になってこようかと思っておりますので、この課に限らずそういったかたちでしっかりと研修も積んでいただいて、対応をしていただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思うのですが、1点目は12ページ

でございます。総務費の中の支所費になりますが委託料で218万3,000円ということで、大倉の町有地の活用というようには聞いたんですけど、具体的にはどういう場所でどういう活用を考えておられるのか、1点伺っておきたいと思います。

それから、電算管理費の委託料で2,953万8,000円でございますが、いわゆるマイナンバーに伴う対策の強化ということもあったのですが、セキュリティ対策というように思うんですけど、インターネットと庁内LANを切り離すということも説明もあったと思うんですけど、具体的に既に庁内LANとインターネットを切り離しているということも説明があったんですけど、具体的にどのように、切り離しておれば当然それでいいんじゃないかと思うんですけど、どのようなこのセキュリティ対策とあわせてですね、このシステムの改修というのはどういうことになるのか、伺っておきたいというように思います。

それから、先ほどお尋ねがあった、順番が違った済みません。19ページでお尋ねをしておきたいと思うんですけど、農林振興費にかかわって今回農業機械の導入補助やとか、施設の補助金やとか、それぞれいろいろな事業によって機械等の助成をするというものでございますが、実際に例えば農業機械の導入、それから倉庫などの施設ですね、建てる場合、適用される制度によって補助率が変わるわけでございますが、具体的にどういう基準で、また団体の規模とか、そういうことになっているのかどうかということをあわせて伺っておきたいというのと、あわせてこういう助成も大事なところでございますけれど、ご承知のように米価が大幅な値下がりですね、本当に稲作経営だけでは本当にやっていけないと、そういう状況になっておりますので、やはりどう販路を拡大するかと、ブランド商品をどうつくるかということが非常に大事になってきますし、もう迫られておると思うんですけど、町としての対策というのは考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

それから、林業振興費の21ページでございますけれど、栗生産振興対策補助金ということで、233万4,000円上がっております。荒廃地等にですね、栗を植えるということで、申請が6件あるということでございますけれど、水田等に植栽をするということになりますと、非常に排水というのが非常に大事になると思うんですね、実際、篠山で水田に栗が植わっておりますで、非常によくなったなと思っておいたら、全部枯れていったというそういうことを見ても、この排水の対策が大事でございますけれど、その辺はどのように基準といたしますかなっておるのか、またそこの指導はどうされているのか伺っておきたいと思えます。

それから商工費で今、お尋ねもあったわけでございますけども、794万6,000円ま

あ 800 万円のお金でございしますが、職員を 5 人から 6 人に増加したということでございすけれど、これはいつからですね、増員といいますか、またどうかたちで採用されたのか、異動としては聞いていないわけで、ちょっとお尋ねしておきたい。相当な金額になるわけでございますので、どういう役割やどういう仕事をされるかということもあわせて伺っておきたいと思ひます。

以上、お尋ねをします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず最初のお尋ねの 2 点でございます。まず、町有地、和知の大倉の町有地の測量の関係でございますが、その町有地のうち約 2 筆、約 7, 000 平米の分も境界確定等の測量を行いまして、町有地を活用するものでございまして、そのうち長老苑の裏側、この町有地は長老苑の裏側山手の土地になりますが、そのうち先ほどありましたように、木質バイオマスイエネルギーの供給施設の機械室、いわゆるボイラーですね、ボイラー室をその町有地の長老苑側に設置すべく、その準備のための測量でございます。その機械室につきましては、200 平米に満たないんですが、周辺約 500 平米ぐらいは必要かと思ひますけども、残り六千数百平米につきましては、今後の町有地の利活用に向けての準備段階ということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、電算システム更新工事でございます。本町におきましては、NEW-TRYX 2 といひまして、住民記録系とか税系さまざまな業務に関するシステムがございしますが、これにつきましてはインターネットから分離をした仕組みとなっております。先ほどもありましたが、新聞紙上で約 2 割がインターネットにつながっているという自治体があるようでございしますが、それには属しておりません。住民情報系は単独で端末についても別でセットしておりまして、それぞれ職員が扱います情報系のネットワーク、それぞれのパソコンについては職員 1 人につき 1 台設置をさせていただいております。これにつきましては、インターネットに接続することが可能になっておりますので、この仕組みを少し変えることによってサイバー攻撃を防ごうとするものでございします。

今やメールによりますウイルス感染というのはなかなか防げないということで、感染したら次はいかにそれを拡大を防ぐかというところで、対策を講じなければならないというふうに思っております。インターネットを直接つながるようにするのではなく、インターネットにつきましてはリモートといひまして遠隔操作によって、わかりやすく申し上げますと窓の外のようなすを窓越しに伺う、見るというような直接はつながっていないインターネットの画面を見るというような仕組みでございまして、私も細く専門的ではございせんので、ち

よつとうまく説明はできないんですけど、インターネットとは接続しないような環境をすることによって、それぞれの端末にあります何とか名簿ですとか、そういうのをインターネットを通じて盗み取られることを防ごうとするもの。それを全体のシステム改修をこれによって行うというものでございます。

以上であります。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまご質問がありましたページ19ページの農業機械等の補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましては京都府の事業、また町の事業によりまして事業要綱を定められておるところでございます。今回の事業で補正をお願いしておりますのは、町単独の事業で実施をするものでございます。その中でも事業要件等をつくっております、水稻生産にかかわるものにつきましては3分の1の助成、それから特産物のものについては40%の助成というようなかたちで、町の助成のほうにつきましては定めを決めておるところでございます。

一方、施設整備の関係でございますけれども、今回の補正につきましては緊急的に要望がございましたところにつきまして、対応させていただいておることでございます。この助成にかかります団体の規模等でございますけれども、町の事業につきましてはおおむね5名程度の団体で、規約それから機械等の管理規定等を備えていただいております団体に交付をしておるところでございます。

府なり国の事業につきましては、それぞれの要件が違うわけございまして、中には法人でないと対応ができない。また、機械の大きさによって面積要件によりまして、機械の規模を決定するというような内容となっておりますところでございます。先ほどもご指摘がございましたけれども、本年JAさんの買い取り価格については若干持ち直しをしたわけでございますけれども、今後また米価の下落というものは心配をされるところでございます。そうした中で、やはり売れる米づくりということで、安定した品質のものを消費者にお届けするというようなことを、今後も技術者会を中心に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、販路の拡大等につきましても、良質で安定的なものを生産することによりまして、一定の販路もつなげていけるのではないかなというように思っておるところでございます。

それから、林業振興費の関係の栗の事業でございますけれども、本年度から要綱のほう制定をさせていただきまして、栗の振興を図っていこうということで、取り組みを進めさせていただいております。ご質問の暗渠の関係でございますけれども、特に栗につきましては、水

に弱いという部分が非常に多くあります。植えられてから数年経ちますと、中に水が通っておりましてその部分まで根が伸びることによりまして凍害にあたりということがございますので、事業の要綱の中にもですけれども、暗渠排水等を施工することということで、特に水田についてはその文言を入れさせていただいておるところでございます。

そうしたことで暗渠の設置の場所等につきましては、府の南丹振興局の森林管理担当の方と調整をしながら、現在進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 商工費の人件費の関係でございますけれども、人件費につきましてはそれぞれ当初予算の編成時点ということで、要求につきましては12月末で締め切っております。予算編成を1月から2月にかけて行っているという関係がございまして、その時点で4月の定期人事異動の部分につきましては、まだ反映がされていないところございまして、4月1日の人事異動によりまして職員の配置が確定することを持ちまして、例年9月において人件費の補正をお世話になっているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） それぞれ答弁いただいたわけでございますけれども、ちょっと改めて伺っておきたいのは、ありましたように委託料として設計監理業務委託料ということで218万3,000円の関係は、いわゆる木質バイオの関係ということでございましたが、具体的にこういう用地を選定したり、そういう進んでおるわけでございますけれども、具体的には先ほどの答弁ではですね、現在そういう見積もりといいますか調査の委託をしているということでございますけれども、その具体的な構想をですね、もう少し具体的にこういうシステム、こういうようなかたちというものを示すべきだと思っておりますけれども、それはいつの時点で示すことができるのか伺っておきたいということが1点でございます。

それからシステム改修の関係ですけれども、サイバー攻撃を防げるかどうかという問題もあるわけでございますけれども、結局ウイルスが入ってですね、それをいうたら拡大をされないようにするということがございましたけれども、そうしますとそのいわゆるサイバー攻撃があつてウイルスが入ってきたとか、そういうことのチェックというのはどういうかたちでこれすることになるのか、ただ単なる今回改修するシステムの中でそういうことで、毎朝見ればウイルスが入ったとか、サイバー攻撃があつたということがわかるのかどうか、日進月歩でこういうものはどんどん進んでいくといいますか、新しいものができてどんどんそのいわゆる攻撃、ウイルスが入ってくる、サイバー攻撃があるということでございますので、やっぱ

それは相当のチェックが必要だというように思いますし、一旦その情報が流出しますと戻らないということも明らかでございますので、そこら辺はですね、本当に住民が安心できるのかどうかということを改めてもう一度伺っておきたいというように思います。

それから、農業振興費で今答弁をいただいたのですが、それぞれ町の単独のものについては、3分の1なり、40%ということを知ったのですが、施設整備の場合はどういう基準を持っておられるのかということ。それから特に今のこういう時代の中で、早く京丹波としてのやっぱりブランドをどういうものをこうしっかりつくってしていくかということが、特に米の分野では必要でございますので、やはりそういう取り組みをもっと早めるべきだというように思うんですけど。その辺の思いと決意はどうか、もう一度伺っておきたいというように思います。

それから栗生産振興対策の関係で、具体的に6件の申し込みがあるというふうに聞いたんですけど、どの地域でどのぐらいの面積を計画されておられるのか伺っておきたいと思えます。まあ旧町別でよろしいので、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、木質バイオマスエネルギー熱供給システムでございますが、これにつきましては今、実施設計中ございまして、今年度それが終わるわけでございますが、それぞれ時期を見まして、また必要に応じまして、まず所管事業といたしまして総務文教常任委員会にご相談申し上げ、またその次の手続に進んでまいりたいというふうに思っております。

それから電算システムの関係ですけど、いわゆるそのメール、いわゆる電子メールの受信については変わらないんですが、電子メールを受信してパソコンウイルス感染をさせておいて、そのパソコンの情報をインターネットを通じて盗み取るということを防ぐために、今回改修を行うものでございまして、メール感染につきましては定期的にテストを行っております。メール、仕事に関連するような件名でなおかつ添付ファイルをつけたメールを試験的に送りまして、受信を簡単に開けることのないようにということで、人的な人の教育というのを進めております。あわせて今回、メール感染も事前防止も必要でありますので、そういった研修を受ける、受講させてスキルアップを図るとともに、今回、技術的なものとしてその設備を改修して、インターネットを通じてその情報が盗み取られないような仕組みをつくらせていただくものでございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず1点目に施設整備関係の補助金でございますけれども、施

設整備関係の補助金につきましては40%の助成ということでさせていただいております。これにつきましては、それぞれの営農組織、農家組合等を対象としたかたちで助成を行っておるものでございます。

次に米のブランド化でございますけれど、これにつきましては南丹管内で設置をしております良食味推進協会の取り組みとあわせまして、現在、特A評価に向けた取り組みをしておるところでございます。それとあわせまして、新しい新品種であります「つや姫」それから「きぬむすめ」等の実証試験を現在町内でも行っておるところでございます。

現在その協議会の方ですね、新たに認証される品種に登録していこう、登録品種にしていこうということで取り組みも進めております。そうした売れる米づくりとあわせまして、現在これも売れる米づくりの一環ではありますけれど、酒米、加工米になるわけですが、京の輝きそれから祝の作付も推進をさせていただいております。

また、今年度補正予算で計上もさせていただいておりますけれど、京丹波町のお米で京丹波町の酒をとということで、新たなかたちで本町のブランドもつくっていき、米の消費拡大に努めてまいりたいというように、考えておるところでございます。

最後に栗のご質問でございますけれど、旧町別に申しますと丹波地区で2件、瑞穂地区で3件、それから和知地区で1件というようなことになっております。それぞれ面積はまちまちでございますけれども、丹波地区でおおむね1ヘクタール、瑞穂地区で50アール、和知地区で20アール規模の改植なり新植ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 米のことでございますけれども、今、道の駅なんかでも非常にお米の販売が増えてきております。やっぱそういう面からいいますと、本当に安心安全な米づくりというのは非常に大事だと思います。今、言われた協議会での取り組みはそれはそれとして、一定のお米の生産をされとる方については、非常にそういうことでそういう取り組みも必要でございますけれど。やはり、道の駅なんかの状況を見てみますと、やっぱり特裁米とか、やっぱりそういう特色ある米が売れておることから見ても、やっぱり京丹波のブランドというのをどうつくっていくかということが、私は求められとるというふうに思うんですね。

今年の農家の皆さんの状況を見てみますと、やっぱり大規模な方は飼料米とか加工米とか、やっぱりそういうとこに一定面積を増やされとる、こういう現状を見てもですね、いかにやっぱり今の米の価格がどうなのかと、低いということは明らかでございますし、国自身

もですね、米の生産費は1万6,000円ということ、60キロ当たり示しておるわけです。

だから、30キロでですね8,000円以上しなければ、いわゆる原価といえますか費用が賄われないということも、これは国自身が明らかにしておるわけですから、やっぱりそういう価格に上回るようなやっぱり価格が、売れるような取り組みが私は必要だと思うのですけれども。改めてですね、そういう町独自のブランドもつくっていくという考えはないのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 町独自のブランドでございますけれども、先の一般質問でも町長のほうから答弁もございましたように、野菜だけではなくてですね、米の関係も合わせて他市町のをまた研究するなり、農家の皆さん、また直売所の皆さんと研究をしながらですね、一緒に進めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

ご指摘のように、国の方ではやはり米価の下落というようなことから、また食料自給率の向上というようなことから、飼料に転換する方向に動いております。これも一つの農業経営の一つということで、町の方としても考えておるところでございます。今後とも飼料米、それからWCSの取り組み、また合わせて加工米の取り組みも合わせて推進をしていく中で、農地保全に努めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回、補正予算の中で事項別明細書、18ページですかね、に計上の保健福祉センターの改修工事についてお尋ねをしたいというふうに思うんですけど、委員会でもお聞きをいたしますと、民間団体であります社会福祉協議会の次年度からの組織改編、また事務局体制の見直しということに伴いまして、現状の執務室、今、現状は保健福祉課の隣で、あのフロアの3分の1、およそ3分の1を占有されておるといふふうにお聞きしたんですけども、今回新たにですね、センターの内部の一部を取り壊して改修をし、先ほども1階と2階に分かれて執務をされるというふうなことをお聞きをしたところでございます。

現状の執務執行等に支障があつて、分離独立というかたちをとられたのかということというふうに思うのですが、このことに関しまして町長は事前にですね、十分このことを社協の方から説明を受けて、今回予算計上なされたのかということが1点と。

それから、言うまでもございませぬけれど、社協は高齢福祉それから障害福祉等々地域福祉を支えていただく上で、大変重要な団体であると私も認識しておりますし、その上です

ね、予算を見ますと歳入の9割以上は町の補助金ということで運営されている団体でございまして、町として十分中身を承知した上で適正と認めた上で、予算を計上すべきというふうに思いますし、今回もそういうことでされとるというふうに思うんですけど、何でこんなこと言うかといいますとですね、議会としても本年6月まで理事として、私も継続して社協の運営等に携わってきたんですけど、今回改編でおりることになりました。これまでですと、理事としてですね、社協の運営等、経営等について実態の把握なり、事前チェックができたということになるんですけど、今後は外部からこう審査、チェックをしていかんなんかというふうに思います。当然、理事の中には担当課長も入っておられますので、十分チェック機能が働くとは思いますが、こうした組織改編については民間団体でもございますし、口を挟むことは控えなくてはならないというふうに思うんですけど、こうした組織改編について、今後人件費等の増ということも考えられますし、これすなわち町の補助金が増えるということにもなりかねないということにもつながっていくのではないかとこのように思うんですけど、こういった組織改編、見直しについての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は担当課長から答弁させたいと思うんですけど、今、ご質問の趣旨であります組織改編について、内容までは余り詳しく説明受けてません。そして、結果を聞いて意外だなというふうにも思いました。社協さんについては、私はいま少し評議員さんとか理事さんとかいう名称がちよっとよく理解できてないのですが、もう少し各班から代表を選ばれてというのか、互選されて、選出されて意思決定されるのがよいのではないかとこのように思っておりました。ただ組織改編があるという挨拶は受けました。その他ハード面、そのことに伴ってハード面ですね、事務所の移転については担当課長から詳しく相談を受けました。それで、理を通しております、そうした方向でこの補正予算を提案させていただいてますので、詳細については担当課長から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回の組織改編の方向性につきましては、社会福祉協議会であり方検討委員会というのを設けられて、そちらからの報告を受けておられると伺っております。その報告書に沿うかたちで、今後事務局なりまた三役さん、また理事会等でその方向性をご検討いただいている状況かと存じております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 済みません。

31ページの職員数のところで、税務課の職員さんのこれは全ての方の職員さんかちょっとわかりませんが、1人増えているというのは、どういう事務のところで増えているのか。

それと11ページであります、11ページの一般管理費の19の負担金補助及び交付金であります、これはJ-LIS番号制度交付金ということで、550万円交付金が出ておりますが、これはどこへ出ていくのか。それと次の12ページであります、委員会でも一部聞いていたんであります、システム改修委託料ということで2,953万8,000円あります、これの財源は一般財源ということで、国の制度のもとでいろいろと庁内のいろいろなものをシステム改修するということですが、これはそういう国の補助金の対象にならないのかお聞きすると、それから昨年からの共通番号制度についてはいろいろと予算が組まれておりますが、全体でこれまで幾らその関連費用というのかかっているのか、そのうち国の財源はどういうふうになっているのか、お聞きしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず人件費のところでございますけども、これにつきましては行政職職員で税務担当の職員が異動によりまして、1名増加をしたものでございます。

次に、マイナンバーに関連します12ページですね、もとい11ページです。負担金補助及び交付金のJ-LIS番号制度交付金でございますが、これにつきましては番号カードの交付等の事務につきまして、町がこちらのほうに業務をお願いすることになっておりまして、J-LISと申し上げますのが、地方公共団体情報システム機構の略でございます、こちらのほうが全ての個人番号カード等々の業務を全て受けているということでございます。

それから、番号制度導入にかかります全体の事業費でございますが、予算規模で申し上げますと3,082万8,000円となっております。このうち国庫財源等につきましては、1,622万3,000円ということで、国の事業ではございますけれども、一定それにかかわって本庁独自のシステム等の整備を行わなければならないもの等もございまして、必ずしも全額の国庫負担にはなっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 12ページの電算システム改修の財源でございますが、これは一般財源でございます。時期が今、時期が時期だけにマイナンバーと重なったかたちで

よっと理解されるかもしれませんが、これにつきましてはマイナンバーとは関係なく、自前で攻撃型のサーバー攻撃標的メールを防ごうというものでございます。

マイナンバーですとか、国とのやりとりにつきましては、L G W A N と申しまして、国と地方公共団体が結ばれております閉ざされたネットワークにより、相互通信しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、総務課長が答弁いただきました地方公共団体情報システム機構ですか、これは、国の事業所というたらおかしいかもわかりませんが、事業所であって、そこへインターネット、ネットワークを通じていろいろ個人番号をそこへ、京丹波町のそれぞれ住所を持っている一人ひとりの個人番号をそこへ送るといふことによろしいんですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町におきまして、住基に掲載されております住民の方、全員に付番を行いまして、その後の番号カード等々の発送業務に関しましては、今申しあげました J - L I S といいまして、地方公共団体情報システム機構というものが一括して行うものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、ここの機構は、そういう発送業務だけを行うということで、いろいろな情報を自治体のそういう実施機関と接続してやりとりをするというふうなことはないのか、番号カードの発送だけが仕事なのか、業務の内容についてお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この J - L I S といいます情報システム機構でございますけども、業務的には今申しあげましたマイナンバーの関係の住民カードでありますとか、個人番号カードの制作とか、そういったものに携わっていただくものでございます。

それで、情報のやりとりにつきましては、当然市町村と J - L I S の間での情報の通信が行われるものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、2億8,056万円を追加するものですが、その内容には道路修繕工事、災害復旧工事、介護施設等整備補助金、地域創造拠点整備補助金などの予算も計上されておりますが、今回の補正予算の大きな問題点は、番号制度導入事業として737万4,000円が予算化されていることです。

この問題は、一般質問でも指摘をしてきましたが、今住民の中に大きな不安が広がっています。新聞報道にもありますように、中小零細企業など商店を含め、従業員はもちろん、臨時やパートなどを雇用した場合などにはマイナンバーが必要になり、その番号の管理に伴う費用も大きな負担になります。

行政は税金で負担をしますが、商売人はどうすることもできません。十分な説明も補助制度もありません。制度だけ先行させる無責任なやり方です。また、誰が徹底するのか、その責任も曖昧なままです。結局は国民を置き去りにした制度といえます。

マイナンバーの通知カード等の発送に伴う費用の予算化は、国の制度とはいえ大きな問題が残されたままの見切り発車といえます。

この制度は、国民一人ひとりに番号を割り当てるものですが、そもそもマイナンバー構想の大もとは、国民のお金の流れを把握することによって、税金逃れを防ぐことなど、国民を管理しようとするもので、国の数十年来の悲願であったものを実施しようとしているものです。

徴税を強化する有力な手だてになると、京都新聞でも報道しています。しかも、個人番号を官と民で使うという仕組みは、漏えいの危険を高めるものです。

政府は、あらゆる分野への利用拡大を計画しています。今国会では、金融機関の預貯金口座や健康診断情報にも利用を拡大する法律を強行しました。マイナンバー法では、個人情報を守る仕組みとなっているのかを行政機関みずからチェックする特定個人情報保護評価（PIA）を行いますが、少なくとも759の自治体で、決められた手順で手続を行っていないことが判明をしました。

また、2割の自治体では、個人情報を保管するコンピュータがインターネットと接続されたままであることも明らかになっています。飛躍的に高まるのはプライバシー侵害や情報漏えいです。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権であり、個人情報はむやみに知られることがないようにすべきものです。マイナンバーを通じて大量の個人情報が公務、民間を問わず利用されます。個人情報は芋づる式に引き出され、情報漏えいやなりすまし、不正利用など、マイナンバー侵害の危険性が高まることは明らかです。

主要国首脳会議7カ国では、日本のように全員強制、生涯不変、官と民が利用する番号制

を導入している国はありません。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号制、フランスは社会保障番号制、ドイツ、イタリアは納税分野の番号制を導入しています。イギリスは、国民の反対で中止になりました。導入したアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報が出し、被害が発生し、見直しに追い込まれました。日本のマイナンバー制度は、世界の流れに逆行する時代遅れの制度です。先に指摘したように、予定どおり10月実施できる条件など一つもありません。施行の中止・撤回こそが必要になっているのです。マイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や社会保障などの公共サービス抑制を狙うのが本当の狙いであること。さらに強権的徴収が横行することになります。国民に負担増、給付削減を押しつける共通番号マイナンバー制度は、廃止しかないと指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）に、私は賛成の立場で討論を行います。

今回の補正では、2億856万円を追加し、補正後の額を118億5,080万円とする提案がされております。補正予算の主なものとして、番号法に基づき本年10月から順次交付が始まる通知カード及び個人番号カードにかかわる事務経費として737万4,000円、財政調整基金積立に4,000万円、過疎地域自立促進特別基金積立に310万円、各行政区の組織機能を維持発展させる自治振興補助金に159万7,000円、さらに中山間地域における地域の活性化を図る地域創造拠点に旧質美小学校を位置づけ、校舎の屋根や教室を改修する事業費として1,350万円、日本年金機構での個人情報流出問題などに対応し、標的型攻撃メールへの対策強化に向け、システム運用管理事業に3,132万9,000円が計上されております。

また、深刻な高齢化の進む本町にあって、高齢者の方が安心した生活を送れる安心サポートハウスが町内の社会福祉法人によって整備される計画が具体化する中で、これに併設される地域密着型サービス事業である認知症対応型デイサービスセンターの整備に1,130万円が計上されており、この施設用地として土地開発公社から買い戻しを行った土地が利用されます。

町合併当初は、約23億円に上る債務が存在しておりましたが、積極的な買い戻しにより、平成26年度には全ての債務が返済されました。今後は、買い戻した土地の有効利活用が求められる中で、今回の土地貸付は、町有地の有効活用が図られるとともに、高齢者福祉の増進が見込まれるなど、本町にもたらす事業効果ははかり知れません。

さらに、農林水産業費では、農作物に深刻な被害を与えるニホンザル等の追い払い用駆逐煙火による対策経費など、有害鳥獣対策事業に363万4,000円が計上されています。効果的な対策が見い出せない中であって、地域の皆様と協働しながら取り組むことで改善が図られるものと期待をしております。

また、農業後継者の育成対策では、新規就労者に対する経営安定対策として8名の農業者に給付金を交付する青年就労給付事業に825万円を計上するなど、喫緊の問題解決に向けた対策が施されております。

特筆すべきは、絶えることのない各地区からの道路等の改善要望に積極的に取り組まれ、今回の補正予算でも、道路橋梁維持管理事業に2,151万7,000円が計上されております。

こうした地道な取り組みこそが、均衡ある町の発展につながるものであり、地域の切実な願いを受け止めていただいたことに深く感謝を申し上げます。

本町は、間もなく町合併10周年を迎えます。今日まで本町の発展に向けご理解とご協力をいただきました町民の皆様、そして大変なご苦勞のもとに再編後の町政を運用いただいた職員の皆さんに、心からの感謝をしながら、10月にはともにお祝いをしたいと考えます。

これより、ますます厳しい財政状況となる中で、寺尾町長を先頭に、「安心・活力・愛」のあるまちづくりをさらに目指し、町民の皆さんと一緒に進んでいくことを強く望み、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特

別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） 今回の補正におきましては、3,300万円等々の増額となっております。さらに内容を見ますと、主に償還金等々でございまして、この財源内訳につきましては了解をいたしておりますけれども、返還しなければいけなくなった理由につきまして、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、償還金の中には、国庫、府、それぞれありまして、国の療養給付の負担金でありますとか、療養給付交付金、また特定健診の負担金等がございます。こういったものの補助申請でございますが、主に1月終わりから2月にかけて補助申請されるものでございます。

また、昨年度の精算金というようなことございまして、その分を今回、平成27年度の補正で返還するというものでございます。

この負担金等の補助金申請の内容でございますが、実績プラス、あと後半の療養給付費の伸びでありますとか、そういった不確定要素高いもの見込みということもございまして、なかなか精査できるような部分、不確定なものも要素がありまして、そういった内容も大きく含んでおりますので、こういったことで、そういった返還金が毎年発生してくるというようなことで、ご了承賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 先日も、平成26年度の決算特別委員会がございまして、その中で約2,000万円弱の繰り越しが報告をされておりました。今回の返還金にそういったものも含まれて計上されたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 決算の中には、この償還金も含んで決算を打っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） 私は、議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正は、3,346万1,000円が増額となっておりますが、主に償還金で、事業実績に基づき、国や府に対しての返還金であります。財源は繰入金、あるいは繰越金、あるいは一般会計からの繰り入れを主にいたしております。さらには、国保の運営基金から1,082万3,000円、さらには前年度会計から繰越金として1,989万2,000円となっております。

こういった実態を見ていただきますことによって、国保事業の本当の厳しさ、例えば、医療費ですと、各医療機関から事務局まで請求がありますのは約3カ月以上かかります。これを出納閉鎖時期にやろうと思えば、大変なご苦労もあるわけでございます。

さらには、複雑な要素を持っておりまして、1年1年での精算事業がなかなかできなくなっております。今も答弁いただきましたように、かなり過年度からの繰越し等も参考にして、予算対応をしていかねばならないといったのが国保事業だというふうに思います。

今後、さらなる財政健全化に対しまして、相互努力をいただきますことを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第11、議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計
補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出の6ページで、1点お尋ねしたいと思うんですけども、今回、
施設費で、工事請負費、統合簡易水道整備工事ということで、4,547万2,000円の
減額ということで、鎌谷中ということをお聞きしておるわけですが、もう一つは、
簡易水道施設費の統合簡易水道整備事業ということで、4,475万8,000円の件とい
うことで、これは和知の西部地区という説明は聞いたわけですが、当然、大き
な金額の減額ということになっておるわけですが、国の事業といたしますか、国
の認定を受けられなかったということも聞いておるわけですが、当然、当初一
定の見込みに基づいて、予算を組んでおると思うんですけども、当初の見込みと違った理由
というのは、どういうことなのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 今回の工事請負費なり事業費の減額につきましては、補足説明で
もいたしましたとおり、予算要望をしておりましたが、交付決定ということで、全国的に7
割とか6割とかそういった補助金で交付決定がありました。

当初予算といたしましては、当初予定どおり実施すべしで交付申請を行ってございまして、
予算化してございまして、これはあくまで町としては要望してございまして、国のほうの予算
の関係で100%補助金が来なかったということで、当初は全体を工事するなり委託をする
というようなことで、計画をしておりました。ということで、当初予算におきましては、当
初予算の工事を実施するべしで予算化してございまして。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） この事業については、次年度へ繰り越しといたしますか、次年度で取り組みたいということでしたが、京丹波町が定めております統合計画ですね、それに、いわゆる狂いが生じないのかどうか、事業が遅れるということは、次の事業も遅れてくるといふことにもなるんじゃないかと思うんですけども、その点について、どのように考えておられるのか、またどういふように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 本年度は、交付決定で補助金なりをいただけなかった部分につきましては、統合整備事業自体が平成28年度ということで、今のところ国のほうはそのように事業の推進を行っておりますし、今年度できなかった分につきましては、来年度要望いたしまして、平成28年度に予定をしております事業につきましては完了をしたいと思っております。

また、国の動向につきましては、今のところ具体的な来年度の増額で補助金をつけるとか、そういうような内容は何も聞いておりませんので、今後は必要な分を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1

号) 》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳入にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですけども、下水道の事業の加入分担金、6件新規ということで計上されとるわけでございますけども、これまでから、分担金にかかわって分納とか分割とかいう方法はどうかということをお尋ねしてきたわけでございますけども、具体的には、個々対応といたしますか、それぞれに対応するというので、そういう回答もあるわけでございますけども、実際にそういうような加入者から要望とか意見とかいうのはなかったのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） ご質問の一般質問でもありましたが、分納とかそういう個々の事情もありますので、そのようなことに対応していくということで、説明はさせていただいたんですが、今のところ具体的に分納したいというようなことは聞いておりませんが、今後、分納につきましては、未収金の関係もありますので、過去に瑞穂町のときに、分納もしていたわけですが、未収金の回収とかいういろいろな問題もありましたので、今後はその辺は調査なり検討はしていきたいと思っておりますが、今のところ具体的に分担金の分納はいつからするか、どのような格好でするようなことは決めておりませんが、今後、個々の相談には乗っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私がお尋ねしたのは、これまでにそういう分納とか分割というそういうことで、申し出がなかったのかどうかということをお聞きしたんですが、実際、私が京丹波町の下水の関係、非常に高いと。若い方が移り住んできて、そして水洗化をしたいということでやる場合、加入分担金以外に当然トイレとか風呂のそういう工事もせんなんわけでございますから、非常になかなか払えないという、そういうことをですね、お聞きをしました。担当のほうへ分割、分納という方法はないんかということ聞いたけど、全く相手にしてもらえなかったということ、私は聞いたんですが、そういう相談、話はなかったのかどうかということでお尋ねしました。

ですから、そういう制度をつくってこそ、相談に来られたときに、こうですよという説明

ができるわけで、やはり、個々の個別の事情があるということで、門前払いというようなことも、当然起こってるわけでありますから、やはりそういうものをしっかりつくって、そして京丹波へ移り住んでいただく方にそういう便宜も図っていくということをしなければ、なかなか移り住んでいくための費用というものが大きなネックにもなっておるというふうに、私は思うんですけども。

その方は、お知り合いの方にお金を借りたということもお聞きしたんですけども、そういうことを、まちづくりとしての上からも、もっと考えていくべきだと、根本的には、分担金をもっと下げるべきやと思いますけども、現時点では、85万円という金額でございまして、これは非常に大きいと思うんですね。その点、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 今申されましたとおり、分担金の分納ということは、過去に旧町ではあったわけなんですけど、現在、京丹波町になりましたら、分納ということは行っておりません。今後につきましても、個々の事情とかありますし、いろいろなケースがありますので、検討はしたいと思いますが、具体的にいつから分納とか減額するとかそういうことは、今のところ考えておりません。

また、個人の相談につきましては、個々の事情とかありますので、技術的な相談も含めまして、また、住宅改修とかそういう町の補助金等もありますので、その辺も含めて他課と連携をとりまして、ご相談に乗っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） これからの取り組みについては、そのとおりだと思うんですけど、これまでにそういうような申し込みに来られた方で、85万円というお金が払えないと、だから、分納とか分割という方法はできないのかという相談があったのかどうかというのを、私、お尋ねしたんで、あったらあった、なかったらなかったで、そこだけはっきりしといていただきたいし、そういう声があるとすれば、私は当然、検討すべきやし、そういうやり方をすべきだと思いますので、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 私が知っている限りでは、聞いてないんですが、過去にはあったかもしれません。そういった場合も含めまして、今後、ご相談に乗っていただけるような格好で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第79号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第79号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。

午後1時15分まで。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時15分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 失礼します。先ほどの議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の質疑で、山崎議員から、国勢調査インターネット回答率についてのご質問がございました。約20%と答弁させていただいたんですが、最新情報を確認いたしましたので、改めて答弁させていただきます。インターネット回答数は約2,100世帯となっております。分母が確定しておりませんので、仮に前回、平成22年調査における世帯数5,660世帯を分母といたしまして計算しますと、37%になります。3件に1件以上はインターネット回答をされたということになります。

以上、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

《日程第16、議案第80号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第16、議案第80号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第32、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長（野口久之君） 日程第17、認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第32、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

梅原委員長。

○4番（梅原好範君） 去る9月2日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成26年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月11日、14日のいずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容について、順を追ってご報告申し上げるのが本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で特別委員会が設置されたこと、また、議事録も作成されておりますことから省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月14日に議長あてに提出しておりますお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

平成27年9月14日

京丹波町議会議長、野口久之様。決算特別委員会委員長、梅原好範。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原

案認定。

認定第7号 平成26年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定に同意できない立場から討論を行います。

平成26年度は、国の政治のもと、働いている人の賃金や年金者の所得が減る一方、消費

税の増税と物価の値上がり、暮らしは深刻になりました。町民の平均所得は平成25年度と同程度であり、負担が増えた分、生活は苦しくなっています。京丹波町は、深刻な町民の生活を守る防波堤としての役割を果たさなければなりません。以下、問題点を述べます。

まず、公の施設の使用料や手数料の消費税3%の増税の転嫁が行われました。この消費税は、住民から徴収しながら国に納付しておりません。そういう仕組みがあるのであれば、使用料など据え置くべきであります。

2点目、6億700万円の丹波地域開発株式会社への公金支出について、まず予算の組み方が問題であります。予算は一定の原則に沿ってつくられるもので、一会計年度における一切の収入と支出、これを全て歳入歳出予算に計上しなくてはなりません。補正予算は、その運営上調整を要するものであります。9月議会に突然6億700万円もの補正予算の提出は疑問を持たざるを得ません。総計予算主義に反しております。このようなやり方は、町民の理解を得ることはできません。

3点目、共通番号制度の導入のための総務管理費のコンピュータシステム改修費の計上は、日本で暮らす全ての人に番号を付け、所得や社会保障などの個人情報をも国に一括管理されることとなります。個人情報の漏えいを100%防ぐことはできないとともに、税と保険料の徴収を強化し、給付削減を進め、社会保障にかかる大企業の負担の軽減を狙うもので、町民にメリットはありません。

4点目、6月に発覚した町職員による土地改良区会計の公金横領事件は、総額135万2,964円もの多額の公金を2カ月間に18回にわたり着服し、私的流用していました。職員懲戒分限審査委員会の答申は、懲戒免職でありましたが、町長の恣意的判断で停職6カ月に処分を軽減され、退職金を受ける権利が発生をいたしました。町民の暮らしを守る全体の奉仕者である町長の、このように身内に甘い判断は、大きな間違いであり、住民に行政に対する不信を大きくさせたことは、大きな問題であります。

また、非正規職員さんの正職員としての雇用をすることや、処遇の改善、納税者に対する親身な納税相談を行い、機械的に京都地方税機構に移管しないことなど、指摘するとともに、行政への不信を大きくし、住民の切実な要望に応えることができなかつた平成26年度の決算には反対であることを述べて討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になりました認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、私は、賛成の立場で討論を行いたいというふうに思

います。

平成26年度の本決算は、寺尾町政にとりまして2期目の本格的なスタートとなる予算編成の中での決算でありましたが、町長を先頭に全職員が一丸となって、今日の国及び地方公共団体の厳しい社会経済状況を認識しつつ、行政執行に全力を傾注され、施政方針に謳われております「安心・活力・愛」のあるまちづくりの諸施策が着実に実行されたものというふうに認めます。複雑多岐にわたる住民ニーズに的確に対応された成果が今日の決算となってあらわれていると認識をいたしました。

まずは、町合併10周年という節目に当たり、今後のまちづくりに明るい将来展望を見出すことのできる決算であるというふうに考えます。全体を通して限られた財源を、より効果的に配分され、公約としている財政の健全化を最優先に、町債発行の抑制と懸案の土地開発公社の債務解消など、財政健全化にわずかな光も見えてきたところであります。

以下、事業内容を検証しますと、町政の基本であります町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりのために、引き続き地域医療の充実のための医師確保をはじめ、本町独自の地域包括ケアシステムの構築、子育て支援の充実、また健康長寿のまちを目指し、住民の健康増進を図るための総合健診の推進をはじめ、受診しやすい体制づくりに向けた諸施策が着実に執行されております。

一方、社会基盤の整備をはじめとした魅力あるまちづくりでは、年々増加する有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、被害防止施設補助制度の実施と合わせて捕獲奨励金の報奨金の対象鳥獣の拡大など、捕獲の強化に取り組むとともに、農業振興面では新規就農者への支援など、担い手対策の強化、丹波ブランドをはじめとする特産物の育成、森林の整備・保全と木質資源活用を推進するための木のぬくもり活用推進事業の促進、さらには地元商工業者への支援や消費拡大を図るためのプレミアム商品券の発行助成など、その他各集落等の地域コミュニティ活動助成や住民自治組織への支援事業など、さらには災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化を図る一方、消防ポンプ積載車の更新や災害備品の充実、防災行政無線の整備など、安心・安全なまちづくりのための施策が執行されております。

また、本年7月から開催されました全国高校総体のホッケー会場でありましたグリーンランドみずほホッケー場の全面改修など、住民生活に密着した施策が着実に実行に移されております。

また、丹波地域開発への経営支援は、設立の経過からして当時の町主導のもとでの事業推進であり、一企業の救済措置でなく、あくまで町民の日常生活に欠かせない地域経済の活性化に重要な役割を果たすための施策を講じたものであります。今後とも所期の目的に沿った

中での健全経営に取り組まれるとともに、新体制のもと経営改善計画を忠実に実行し、地域密着の公共的公益的施設として、さらなる住民サービスの向上に努められるよう要望するものであります。

また、未来への投資としての位置づけのもと、地域振興拠点施設道の駅「京丹波 味夢の里」の事業推進は、京都縦貫道の開通と相まって、地域活性化の基本であります人口、人の動きにも大きく影響するものであり、京丹波町の将来に夢と希望を与え、未来への投資が必ずや全町民の大きな財産になると信じるものであります。

次に、財政状況では、経常経費の削減と地方債残高の削減に向けての公債費の抑制に努められ、今日まで進めてきました財政健全化対策の効果が徐々にではありますが、あらわれているものと認めます。

また、収入面では、町税徴収実績が現年度分で98.86%、過年度分では34.93%と、いずれも前年実績を上回っており、日々懸命に徴収に努められた成果であるというふうに認めます。町税をはじめとする各種料金の収納体制については、行財政改革の中でも最重要課題と位置づけられておりますが、監査委員の審査意見書でも述べられているとおり、今後一層公平・公正の原則から徴収体制の構築など、徴収努力を講じられるよう要望をいたします。

最後に、一言申し上げるならば、町長はじめ執行部におかれては、先般の決算特別委員会で各議員から出されたさまざまな意見・要望を真摯に受け止め、今後の町政運営に反映されるように強く要望するものであります。

以上、本決算は予算目的に沿って迅速・柔軟に対応され、いまだ道半ばではありますが、あらゆる施策で独自色を発揮しつつ、町政の発展と住民目線の福祉向上が図られた決算であることを高く評価し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま議題となっております認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成26年度は、寺尾町政2期目の本格的な予算として、未来への希望をつくっていくとして大型事業に重点を置いた117億4,000万円という合併以降最大規模の予算が提案され、平成26年度決算は129億7,359万3,367円となりました。

平成26年度の寺尾町政2期目のスタートの年でしたが、京丹波町の町政の中で大きな傷跡を残す年度であったと言えます。その一つは、7月22日に開催された議員全員協議会で

明らかにされた町職員の公金横領事件です。町長の諮問機関である町懲戒分限審査委員会が懲戒免職相当と答申しているのに、寺尾町長は総合判断として、処分を明確な根拠もなしに軽減をして停職6カ月としました。泥棒して逮捕されたから盗んだものを返せば罪が軽くなるのか、町民から批判が起きたのは当然です。どんな理由や理屈をつけようとも、町長の恣意的判断で町長の諮問機関である町懲戒分限審査委員会の懲戒免職相当を停職6カ月に軽減するなど、町民を代表し公職の立場で公平公正な判断をいつも求められる立場の町長が、絶対にやってはならないことです。公務員は公僕です。一番大事な町民の財産を横領するという公務員の資質が問われる公金横領事件に対して、毅然とした対応をするのが町長としてとるべき態度であり姿勢です。まして、内部とはいえ、諮問機関が設けてあるのは、町長の個人的な恣意的判断をするのではなく、法律や条例に基づいて判断するためのものであり、何のために諮問機関が設けてあるのか、諮問機関の答申をゆがめることは町政を公平公正に執行していく立場から大きく逸脱していると言わざるを得ません。このことを厳しく指摘するものです。

二つ目は、決算の指標にもあらわれているように、商工費は前年度比で713.9%になっていますが、監査委員の審査意見では何も触れられていませんが、明らかに丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社への経営支援として公的資金投入した6億700万円が増加の要因であることは明らかです。

議会の答弁でも、また京都新聞でも報道されたように、一般会計の実質単年度収支は3億8,199万996円の赤字、道の駅「京丹波 味夢の里」整備や丹波マーケスを運営する第三セクターの負債穴埋めなどの影響と指摘しています。丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社に経営支援として6億700万円の税金投入は、町政不信を一層大きくしました。

全国では、自治体が出資した第三セクターが国の指導もあり、この間無数につくられてきましたが、地方自治体本来の仕事である住民の福祉や暮らしを支えることから逸脱した事業は、破綻が相次ぎました。経営見通しも曖昧なまま建設を強行に推進し、赤字が出れば税金投入で穴埋めをする、経営責任を曖昧にして、その責任とツケは結局住民の財産である公的資金で解決という無責任な運営から、全国では第三セクターは次々と破綻をしました。その破綻の例として全国的に知られたのは、北海道の夕張市です。

こうしたことを受けて、国は平成21年度から平成25年度までの間に、第三セクター等の抜本的改革として、集中的に取り組みを推進しました。国の機関である総務省は、改めて平成26年8月5日付で、第三セクター等の経営健全化等に関する指針を通達として全国の

自治体に出しました。

この指針では、第1に、指針の基本的な考え方。第2に、地方公共団体、町の第三セクターへの関与。第3に、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化。第4に第三セクター等の設立。第5に第三セクター等の活用の内容となっています。

その中で、第三セクター等の経営は、地方公共団体、町から独立した事業主体として、みずからの判断と責任に基づいて遂行することが原則であること。第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性・公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合は、財政支援は行うべきではない。

また、第三セクター等が公共性・公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に経営の効率化・合理化の余地についての検討をし、速やかに取り組むことは当然であるとしています。

また、第三セクター等の役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を積極的に登用するように努めることが必要であるとしています。

さらに、地方公共団体、町は議会、住民に対して第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営指標、経営収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率などや財政的リスク、将来の見通しなどについて、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であるとしています。丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社への経営支援とした税金投入は、その根拠も自治体としての責任も、国の指針から大きく逸脱していることを指摘するものです。

三つ目は、18億2,500万円もの税金を投入する合併以降最大規模の大型公共事業として、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設として施設を推進してきました。当初の予定から遅れて7月に開業した道の駅「京丹波 味夢の里」の事業を最優先に取り組んできました。そのため、建設途中には地盤沈下が起き、不等沈下対策を4,000万円余りの追加で行いましたが、今後も地盤沈下の可能性があること。営業補償の問題も指摘しましたが、さらなる税金投入では、住民は納得できません。

さらに、道の駅「京丹波 味夢の里」から府立丹波自然運動公園につなぐ道路建設の事業化もしましたが、地元合意を優先するのではなく、政策道路として強引に推進する姿勢は、住民目線とは大きくかけ離れています。道の駅「京丹波 味夢の里」の施設と、府立自然運動公園を京丹波町のまちづくりの中心にしようといわれていますが、新町まちづくり計画に基づく京丹波町総合計画とは大きくかけ離れていることを指摘するものです。

大型公共事業は、借金を増やし維持管理費の費用などが将来にわたり町民負担を増やすだけです。京丹波町でも旧町時代から多くの例があります。必要なのは町民の暮らしに直結した水道料金の引き下げ、国保税や介護保険料の負担軽減、子ども・子育ての負担軽減など、安心して毎日が暮らせるようにすることを町政運営の中心に置くべきです。大型公共事業を優先したまちづくりは、住民目線から大きくかけ離れていることを指摘するものです。

道の駅「京丹波 味夢の里」を建設した目的は、地域振興拠点施設として情報発信や町の中におりてもらうための役割を果たすことになっています。この役割と結果はすぐには出ませんが、一部の人だけがその恩恵を受けることになれば、目的とは大きくかけ離れることになります。この点を指摘しておくものです。

また、合わせて指摘したいのは、地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」の設計、建設、管理運営を一括に行うDBO方式を導入して入札を実施しました。この入札に、執行者である町長の親族が運営するサンダイコーグループの入札参加を、法律や規則に違反してないとして認め、入札方法は総合評価方式として、建設費用は2割、残りの8割は業者の提案などを評価する方式であったため、総合点でサンダイコーグループが落札しました。

地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」の建設費用は、予定価格と同額の7億4,700万円で次点の業者とは1億4,940万円の差がありましたが、総合評価方式のためにサンダイコーグループに決まりました。建物の建設工事は完了し、運営管理はサンダイコーグループでつくった事業会社ルーフゲートに指定管理者として15年間の指定をしました。

指摘したいのは、地域振興拠点施設、道の駅「京丹波 味夢の里」の土地、施設は町施設であります。所有者として町は、指定管理者が契約に基づいて管理運営を行っているかなど、指導・監督する責任が、当然あります。町が主体性を持って指導・監督をすべきです。契約の相手方は事業会社ルーフゲートです。サンダイコー社長と同じ方でも事業体としては別会社です。

決算委員会でも指摘しましたが、表は全面カラーで、道の駅「京丹波 味夢の里」の人員募集、裏は白黒でサンダイコーの人員募集が、新聞折り込みをされましたし、サンダイコーの店舗にはこのチラシが大量に置いてあります。こうしたやり方は、法律に違反してないからいいのではなく、町長の親族であるからこそ、厳格にすべきことを指摘するものです。町民に不信と不安を与えています。

町長には大きな権限と権力が集中しており、政治家として何よりも求められるのが厳しい政治倫理です。公金横領事件の恣意的な処分や、身内を公共入札に参加をさせる第三セクターであっても経営責任がある丹波地域開発株式会社に税金投入など、町長としての政治倫理

の欠如を厳しく指摘するものです。町長は、町民の命と安心・安全な暮らしを守る責務があります。もちろん、災害復旧への支援や子育て支援、住宅改修助成制度など評価すべきものはありますが、平成26年度の行政運営と政治姿勢は余りにも町民目線から大きく逸脱していることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 私は、認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度は、町長就任2期目の年であり、住民目線に立った行政運営に努力され、積極的な予算をもって町政を推進されたことを確信しております。

町長は就任以来、「安心・活力・愛」のあるまちづくりを柱に行政を運営されてきました。安心のまちづくりでは、地域医療の確保を重点に、今山間へき地の町では、医師の確保が大変難しいとき、常勤医師の確保や京丹波町病院には毎週土曜日の午前中に内科と小児科の診察を行い、町民の生命を守る医療体制充実に努められてこられました。

活力あるまちづくりでは、今全国的に農家は有害鳥獣の被害に悩まされており、被害防止対策や捕獲対策を最重点課題として6,473万円を執行してこられ、取り組みにより少しでも農家の生産意欲が高められることに努められたことを評価し、今後も引き続き取り組みをされることを期待しております。

また、京丹波町の食の祭典には、1万2,400人の来場者があり、食の町として京丹波町を広くPRされたと思います。

そして、地域振興拠点事業として道の駅「京丹波 味夢の里」に9億3,813万円を投入され、工事に着手されました。今年の7月18日にオープンし、連日大にぎわいしております。思い切って多額の予算を投入された価値のある事業だと評価をいたします。

愛のあるまちづくりにおいては、京丹波の全ての子どもたちが、健やかに成長することができる社会を実現するために、子ども・子育て支援事業計画を策定された。昭和63年国体以来ホッケーの町として中学・高校生の成長に期待され、グリーンランドみずほホッケー場の人工芝を1億9,126万円で購入された。

台風11号や8月の前線豪雨による災害の復旧に2億4,017万円を速やかに対応され、災害復旧に努められました。

9月議会に提案された第三セクターの丹波地域開発株式会社への経営支援に6億700万円は、いろいろな見解があつて議論が伯仲したところではありますが、やはり京丹波町として、

今現在、それから先においても、商業集積地というものは必要であり、理にかなった執行であったと思います。

あとになりましたが、土地開発公社先行取得用地の3億6,796万円の買い戻しをされ、先行取得用地活用対策基金に4,860万円を積み立てられたことを評価して、大変簡単ですが、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定に反対の立場から討論を行います。

平成26年度の国保税については、被保険者の負担を考慮して据え置きとされました。国保はサラリーマンなどの加入する被用者保険に加入できない人が対象であり、自営業者、無職者、年金生活者、若い人も非正規雇用であるか会社で働いていても国保に入らなければならぬ人など、低所得者が多く加入しています。一方、医療を利用する人の割合が高いため、医療給付は多くかかっています。

本町の国保に加入されている世帯は、平均所得が約79万3,000円、国保加入者のうち47.6%が所得なしで、約93%が所得200万円以下であります。加入世帯の1割が保険税を滞納しています。保険証の届いていない世帯が32世帯あります。滞納者に対し差し押さえも行われており、生活を苦しめています。消費税が上がって大変なのに収入は減る

一方なので、暮らしは大変厳しい状況であります。

例えば、年所得200万円、月収にすると26万円の夫婦・子ども2人世帯の国保税は36万円で、所得に対し16%、毎月3万円の保険税であります。協会けんぽや組合健保、共済組合など他の保険と比べ所得に占める保険料の負担率は、共済組合に比べ約2倍、協会けんぽの1.3倍と、国保は大変重い負担となっていることがわかります。滞納世帯が多い所得階層は、所得100万円以下が49%、100万円から200万円以下が25.7%と合わせて74.7%を占めています。

本町の国保会計は、平成21年度に大幅な保険税の引き上げを行いました。平成23年度に3,000万円の基金を取り崩し、繰り入れを行って以降、予算では多額の基金繰入を行って、編成しておりますが、決算では繰り入れをしなくても収支が黒字で推移しています。

平成26年度は、単年度で見れば2,700万円の赤字であります。医療給付費や前期高齢者交付金の精算など、年度を越えて行われるため、推移を見ることが必要であります。平成26年度は18億円余りの基金を保有しているとともに、1,900万円の繰越金が生じました。本町の国保の現状は、負担が厳しいだけでなく、限界を越えております。

この間、本町の保険税を高くしている要因として、医療費の増加以外に、町独自の福祉医療に対する国の補助金削減や保険税未収分と最高限度額の超過分などが加算され、保険税を算出していると指摘をしてきました。これらは、国保の被保険者には責任がないものであり、こうした予算の組み方を基本としている国の政治のあり方が一番の問題であります。結果、高過ぎる国保税が収納率悪化の原因にもなっております。特に収入がなくても保険税を払わなくてはならないのは大問題であります。被保険者の命と健康にかかわる最も基本的な仕事である国保を運営する町として、一般会計からの繰り入れを行い、所得に応じた払える国保税に引き下げる努力を行うべきであります。また、基金の活用も検討すべきであります。

そして、平成26年度は、人間ドックの一泊ドックが廃止され、半日ドックのみの実施となりました。胸部CT、脳ドックの助成の廃止や、国保に1年以上加入していることを受診要件に追加するなど、保健医療活動、予防活動の充実に反する方向であり、認められません。

さらに、国は社会保障改革の一環として、国保を市町村にかわって都道府県が財政運営の主体になることを進めています。国保の構造問題を解決しないまま住民負担増や滞納制裁強化につながる都道府県単位化を進めないよう国に求められたい。

以上述べまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） 私は、認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度決算は、被保険者の負担を考慮し、5年間連続して保険税率が据え置きとされておりまして。

また、京都府国民健康保険の共同事業を活用して、効率化が図られ安定した運営を目指したものと受け止められます。

さらに、財政調整基金も年々積み立てられ、1億8,500万円となっております。限られた財源を最大限生かし、生かされた決算となっております。

これは、さきの決算特別委員会でも確認済みであります。

それでは、詳細について触れていきたいと思っております。歳入では、19億9,600万円で、前年度比5,300万円の減額となっております。その内訳は、保険税が2,400万円、療養給付に対する交付金が5,100万円の減額となっております。

なお、国庫支出金につきましては2,800万円、一般会計からの繰り入れは900万円の増額となっております。

歳出では、19億7,600万円で、2,600万円の減額となっております。共同事業拠出金では1,400万円の増額となっております。保険給付費等では1,100万円の減額となっており、疾病予防対策費は500万円の減額となっておりますが、疾病に対する予防活動も引き続き強化されることを要望いたします。

ご案内のとおり、国保は健康で安心して日常生活が営めるために、私たちにとっては最後の砦としての保険制度であります。

被保険者数は、年々減少しておりますが、加入割合は全体の30%を占めており、その役割は十分果たしている決算であることも確信をいたしました。しかし、不納欠損が1,000万円を超えるという平年の約3倍の額となっております。そんな中で、本当に厳しさも訴える中での決算であると同時に、国保財政の長期展望、また負担の公平性の観点から、保険税の収納率の向上が大切になってくると思っております。

そこで、さらなるご努力をいただくことを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいま議題となっております認定第3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場で討論いたします。

2008年、平成20年4月から開始をされ2年ごとの見直しで平成26年度は3回目の保険料の改定がされました。

平成25年度までの6年間は、本町では特別経過措置がとられ、1人当たり老人医療給付費が、京都府内1人当たり平均老人医療給付費に対し20%以上低く乖離している市町村に対して均一の保険料率より低い保険料率が設定をされておりました。

しかし、この特別経過措置期間が終了したことにより、本町は平成24年、平成25年度の平均保険料より平成26年、平成27年度の平均保険料は0.7%増となりました。この制度は、75歳以上の人口と医療費の増加が保険料の負担にはね返る仕組みとなっております。病院にかかる頻度は、幼児、高齢者の弱者の受診が高いと厚労省の検討資料でもあらわされているように、誰もが年を重ねることで、病院にかかる回数も増えていきます。保険料の負担増に耐えるか、それとも病院に行くのを我慢するか、二者択一を高齢者に迫るような制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すべきであります。

また、本町では、人間ドック助成の見直しで、1泊ドックと胸部CT、脳ドックなどの助成が廃止となりました。早期発見、早期治療が何よりも大事な中で、1泊ドックや脳ドックの助成は健診などの予防事業の充実と医療費の軽減につながることを指摘いたしまして、反対いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） それでは、認定第3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計決算に賛成の立場から討論します。

この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者の負担の公平化を図ることを目的として、高齢者にも一定の負担を求めるよう、2008年4月に施行されました。

高齢者切り捨てのうば捨て山制度ともいわれ、国会においては制度をつくった与党側の議員からも批判が出る、僕も不完全な医療制度であることは認めます。しかし、豊かで楽しく暮らせる今のこの社会をつくってくれたお年寄り世代に対して無制限に感謝したい気持ちと膨らんでいくお年寄りの医療費を現役世代と次世代に無制限に負担させることがよいのかという二つの命題に完全に答えるような制度は、今現在も僕らは見つけ出せていません。

また、運営主体が本町ではなく、京都府後期高齢者医療広域連合であり、この制度への本町の職務的なかわりが保険料の徴収など、限定的であるにもかかわらず、制度批判をもって本町の制度運営に反対することは、建設的ではありません。

本町としては、この制度に対する批判があることを真摯に受け止めながら、負担が厳しい高齢者の方に対しては、別の施策でしっかりとフォローする姿勢を崩すことがないよう強く求めまして、平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計決算の認定に賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 認定第4号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定に賛成の立場から討論を行います。

ご案内のとおり、当期は第5期介護保険事業計画の最終年度となる決算であります。事業勘定の実質収支額は2,896万9,392円の黒字決算となっております。この事業が的確に今日まで運用されてきたものと高く評価をするものでございます。

まず、歳入においては、介護保険料が3億5,561万6,000円で、前年度比382万円、1.1%の増となっております。

この介護保険料は、所得により所得段階区分が11段階に区分されるなどの配慮がされておりまして、その額は最低3万2,100円から最高12万8,400円となっております。平成26年度末の徴収対象者は、5,849人であります。

他方、歳出は保険料給付費が19億7,292万3,000円で、前年度比7,441万8,000円、3.9%増加いたしております。その内訳は、介護サービス等諸費17億5,939万1,000円。介護予防サービス等諸費5,704万円、高額介護サービス費4,025万8,000円、特定入所介護サービス費1億1,030万9,000円などであります。

次に、事業内容を見ますと、介護保険サービス事業者によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されております。

また、地域支援事業としては、ミニデイサービス事業、高齢者ふれあい・いきいきサロンや認知症予防生きがいデイサービス事業などがあります。これら各種の介護予防事業が積極的に実施され、大きな成果を上げておりますことを、私は高く評価するものでございます。

介護を受ける者はもちろんのこと、その家族にとりまして、この介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっております。今や長寿社会になって、かけがえのない制度として確立をいたしております。今後、高齢化はさらに進み、介護サービスの給付額は、ますます増加が予想されますけれども、町民みんなが助け合って、この事業が継続的に運営されますことを心より願ひまして、平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま議案となっております認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

平成26年度の当初予算では、ダム関連事業でダムの水質処理をするための高度処理施設の調査設計に1,300万円計上されておりましたが、活性炭処理でとのことで多額の費用を投入しての処理施設は見直しはされました。しかし、ダムからの水が必要として、当初、開発団地に人口6,000人増える、下山の京都中央テクノパークの工業団地では、日量1,000トンと見込み、また、大手の工場は日量3,000トンを必要としてダム建設を強行してまいりました。

しかし、提出された決算資料を見ましても、人口の増えない中、工業団地でも工場ではなく水を必要としない太陽光発電の設置がされています。

また、日量3,000トン必要としていた工場も、平成26年度には日量531トンとなっており、要望された日量3,000トンの見通しはわからないと、議会で答弁がされました。人口も増えず、計画どおりの水量の使用の見通しもなければ、結局は水道料金にはね返ってくるのではないのでしょうか。

高齢化が進む中、使用水量の見直しや水道料金の引き下げに取り組むべきであります。

また、水の確保は、全てダムに頼るのではなく、既存の施設をしっかりと維持管理することで、今日の異常気象での水の確保はもちろん、水質の面でも投資費用からも住民負担が軽減することができることも指摘しておきます。

また、本町は水道の閉栓、開栓の手数料が近隣の南丹市と比べ1.5倍も高い1回3,000円となっており、このことも改善が必要であります。住民生活を守る上からも、これ以上の負担を増やさないとあわせて、一般会計からの繰り入れを求めて反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） ただいま上程になっております認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算について、私は賛成の立場で討論をいたします。

本町水道事業の安定化、健全化に向けた統合簡易水道整備事業を継続させる中で、水道事業が置かれている財政環境のもと、安全で安定した水道用水の供給という使命達成のため、継続的かつ積極的な事業展開が実施されました。

まずもって、水道事業は365日、24時間一日たりとも休むことなく、安定かつ安全で清廉な飲料水供給という使命を持つ中で、職員をはじめ事故時には町内水道処理などをお世話になっている施工業者の皆さんには、夜間、休日を問わず、いち早い対応で給水制限の回避など、大変なご苦勞をいただいていることに、まずは利用者の一人として感謝を申し上げたいと思います。

さて、本水道会計決算は、かねてより進めてまいりました丹波・瑞穂両地区の安定した水道用水の供給確保に向けた統合簡易水道整備事業も着実に進められ、また和知地区の継続事業も順調に進捗している中で、将来末代にわたり一刻たりとも絶やすことなく、安定した水道用水を継続して供給していくための事業を積極的に推進され、水道事業運営を確実なものとして執行されました。

また、丹波・瑞穂両地区の悲願でありました畑川ダムは、渇水期はもちろん、未給水地域の解消、水を必要とする企業の給水などなど、その役割を十分に発揮することができており、このことは畑川ダムは、今後の水道事業運営の安定には欠かすことのできないゆるぎないものとしての使命を果たす証しとなっているところであります。

先ほどありましたように、既存の施設で対応ということがありましたけれども、今日まで既存施設では多くの給水制限等を町民の皆さんに強いてきた事実もあります。よって、畑川ダムは、このための安定した水道用水の供給施設、資源であると確信をいたしております。

また、畑川ダムは、地域住民の皆さんはもとより、町民の皆さんの憩いの場の提供とあわせて、新しい町の顔・シンボルとして、今後、町の発展に寄与することを期待してやみません。今後、町内における水道整備事業の早期完成に向けた中で、適正に予算執行され、さらに維持管理に万全を期すとともに、未収金の回収に努力をされ、独立採算を柱とした企業会計として長期展望に立った財政運営の確立がなされることなど、一層の取り組みを期待をいたしまして、私の本決算に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(野口久之君) 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩をいたします。

2時35分まで。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、認定第7号 平成26年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成26年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成26年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○8番(北尾 潤君) それでは、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定に賛成の立場から討論します。

目に見える数字として評価できることの一つは、京丹波町病院の利用者が前年よりも外来患者数が824名、入院患者数が731名増えました。これは病院所在地の瑞穂地区だけではなく、和知地区、丹波地区からの利用者が大きく増えたことに起因しており、京丹波町医療等審議会の答申を尊重して、町民が安心して利用できるよう積極的な取り組みの効果として、私たちのまちの私たちの病院が確実に浸透してきているといえます。また、和知歯科診療所の利用者は、前年より751人増え、8,246人となりました。これは前年より1割以上増えた計算です。2階から1階への移設や、土曜診療などの投資や努力が効果としてあらわれた形になりました。

平成26年度本事業は、経常利益9億5,597万円、経常費用9億1,602万円で、差し引き3,994万円の経常利益でした。

しかし、事業費が10億円近くなるこの企業には、一般会計から企業債償還利子分等を含め、一般会計から毎年3億円以上の繰り入れがされていることも事実であり、企業としての鋭い経営感覚が求められます。

一方で、町長が儲かるなら民間企業がやってるし、後からでも入ってくると言われている

ように、この企業は公営であり町民の福祉に精いっぱい尽くすことが目的であることも絶対に忘れてはなりません。この決算期に開催され350名を集めた第3回京丹波町地域包括医療発表会で、町民の皆さんにイメージさせ始めた南丹病院や府立医科大学病院との医療役割分担、医療連携を進めることで、より一層効果的に町民の福祉に寄与する病院となることを願ひまして、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定に賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第33、請願第6号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書》

○議長（野口久之君） 日程第33、請願第6号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

岩田福祉厚生常任委員会委員長。

○福祉厚生常任委員会委員長（岩田恵一君） それでは、ただいま上程になっております請願第6号につきまして、経過なり結果について報告をさせていただきます。

去る9月2日の本会議で、福祉厚生常任委員会に付託となりました請願第6号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書につきましては、9月16日の常任委員会におきまして、紹介議員とともに請願団体である全京都建築労働組合から小寺常務常駐執行役員にも出席をいただき、詳細な趣旨説明をいただいた上で、慎重に審査をさせていただいたところでございます。

それでは、福祉厚生常任委員会での審査結果をお手元に配付の審査報告書を朗読し、報告

をさせていただきます。

平成27年9月28日、京丹波町議会議長野口久之様、福祉厚生常任委員会委員長岩田恵一。

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 第6号

付託年月日 平成27年9月2日

件名 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書

審査の結果は採択であります。

以上、報告とさせていただきます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより、請願第6号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第6号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

《日程第34、発委第2号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第34、発委第2号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（北尾 潤君） それでは、発委第2号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を行います。

本案につきましては、現在の社会情勢を勘案し、全国町村議会議長会や標準会議規則の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の内容につきましては、女性議員がより活躍できる環境整備を目的に、従来から本会議や委員会における出席に伴う欠席を事故のための欠席とは別に規定するとともに、出席に伴う欠席の場合には、「日数を定めてあらかじめ欠席届を提出することができる」とするものであります。

なお、施行日は平成27年10月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、発委第2号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由とさせていただきます。ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決しました。

《日程第35、発委第3号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書～日程第37、発委第5号 ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第35、発委第3号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書から日程第37、発委第5号 ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書までを一括議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

岩田福祉厚生常任委員会委員長。

○福祉厚生常任委員会委員長（岩田恵一君） それでは、ただいま上程になっております発委第3号から発委第5号までを一括して提案説明をさせていただきます。

はじめに、発委第3号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書につきましては、先ほど採択いただきました請願第6号の趣旨に基づき、福祉厚生常任委員会において、取りまとめをさせていただいたものでございます。

国において、建設業従事に起因するアスベスト被害者とその遺族の救済、さらにアスベスト被害に根絶に向けた抜本的な対策強化と早期解決を強く要望するものでございます。

次に、発委第4号 医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書につきましては、現在地域において安心して適切な医療が受けられる医療体制の確保が強く求められており、本町においても、医師確保対策を急務の課題として、奨学金貸与等の事業に重点的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、市町村などが実施する医師確保のための奨学金返還免除益が給与所得として課税されるという実態が明らかとなり、奨学金貸与制度の必要な地域に必要な医師を確保するという政策効果が著しく損なわれる懸念が生じてまいりました。

そこで、国の責任において地域での必要な医療の確保を図るため、市町村などが実施する医学生等への医師確保奨学金に係る返還免除益を非課税とする措置を早急に講じるよう、強く要望するものであります。

続きまして、発委第5号 ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書につきましては、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチが社会的な問題となっております。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねず、一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で許されるものではございません。

よって、国においても、憲法の保障する表現の自由に十分に配慮しつつ、ヘイトスピーチに関し毅然とした対策を講じるよう強く求めるものでございます。

それでは、それぞれお手元に配付の意見書、発委第3号から第5号までを朗読させていただき、提案とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

発委第3号、平成27年9月28日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者、福祉厚生常任委員会委員長岩田恵一。

建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

めくっていただきまして、建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）でございます。

アスベストを大量に使用したことに起因する健康被害は、多くの建設業従事者に広がっている。これは、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。建設業界は重層下請負構造であるため、建設業従事者は不特定かつ多くの現場に従事することから、労災認定には困難が伴い、さらに製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もない。国は石綿健康被害救済法を成立させたが、その内容は不十分なものであり抜本的な改正が求められている。よって、国においては建設業従事に起因するアスベスト被害者とその遺族の救済、さらにアスベスト被害の根絶に向けた抜本的な対策強化と早期解決を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日 京都府京丹波町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣でございます。

続きまして、発委第4号、平成27年9月28日、京丹波町議会議長野口久之様。提出者、福祉厚生常任委員会委員長岩田恵一。

医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

めくっていただきまして、医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書（案）でございます。

現在、地域における医師不足や、診療科目における医師の偏在は、大変深刻な社会問題となっており、地域において安心して適切な医療を受けられる医療体制の確保が強く求められている。

そのような中、国においては、地域医療再生計画に地域枠の医学部定員増を設けて、医師確保のための奨学金を設定する政策が進められ、本町においても町立病院等の医師不足が顕著な状況にあったことから、医師確保対策を急務の課題として、奨学金貸与等の事業に重点的に取り組んでいるところである。

しかしながら、平成22年10月、大阪国税局による文書回答で、「勤務先である自治体病院からの当該病院での一定期間の勤務を条件とした医学生修学金の債務免除については、給与所得として課税すべき」との見解が示された。本見解によって市町村などが実施する医師確保のための奨学金返還免除益が給与所得として課税されるという実態が浮き彫りになり、必要な地域に必要な医師を確保するという政策効果を著しく損なう課税のあり方には、矛盾を指摘せざるを得ない。よって、国の責任において地域での必要な医療の確保を図るため、市町村などが実施する医学生等への医師確保奨学金に係る返還免除益を非課税とする措置を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月28日 京都府京丹波町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣でございます。

最後に、発委第5号、平成27年9月28日、京丹波町議会議長野口久之様。提出者、福祉厚生常任委員会委員長岩田恵一。

ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

めくっていただきまして、ヘイトスピーチ（差別的言動）に関する対策を求める意見書（案）でございます。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチが、社会的な問題となっている。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねず、一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で許されるものではない。

このような中、人種等を理由とした差別の根絶に向けて、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取り組みが続けられており、我が国としても、それに応えていく必要がある。

さらに、昨年12月9日には、ヘイトスピーチに係る事件について、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所での違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下したところである。

よって、民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会をともに築くため、国においても憲法の保障する表現の自由に十分に配慮しつつ、ヘイトスピーチに関し毅然とした対策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月28日 京都府京丹波町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長でございます。

以上のとおりでございます。ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより発委第3号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第3号を採決します。

発委第3号 建設業従事に起因するアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決しました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

次に、発委第4号 医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第4号を採決します。

発委第4号 医師確保に係る奨学金等返還免除益の非課税措置を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決しました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

次に、発委第5号 ヘイトスピーチ(差別的言動)に関する対策を求める意見書の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第5号を採決します。

発委第5号 ヘイトスピーチ(差別的言動)に関する対策を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決しました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第38、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第38、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中

の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫